

官報 号外

令和五年五月三十一日

○第二百一十一回 参議院会議録第二十七号

令和五年五月三十一日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十七号

令和五年五月三十一日

午前十時開議

第一 国立健康危機管理研究機構法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 孤独・孤立対策推進法案(内閣提出、衆議院送付)

第四 道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、国土審議会委員の選挙
一、国家公務員等の任命に関する件
以下 議事日程のとおり

○議長(尾辻秀久君) これより会議を開きます。

この際、欠員中の国土審議会委員一名の選挙を行います。

つきましては、本選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、国土審議会委員に森本真治君を指名いたします。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に野田崇君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

これより採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもって同意することに決しました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 日程第一 国立健康危機管理研究機構法案

日程第二 国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長 長山田宏君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山田宏君登壇、拍手〕

○山田宏君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国立健康危機管理研究機構法案は、感染症その他の疾患に関し、調査研究、医療の提供、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及び蔓延延時において疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し科学的知見を提供できる体制の強化を図るため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構を設立しようとするものであります。

次に、国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、国立健康危機管理研究機構法の施行に伴い、関係法律について、所要の規定の整備を行うものとして、委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを統合する必要性、国立健康危機管理研究機構による科学的知見の提供の在り方、地方衛生研究所等の体制強化に向けた取組等について質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲

民主・社民を代表して川田龍平理事より両法律案に反対、日本共産党を代表して倉林明子委員より両法律案に反対、れいわ新選組を代表して天島大輔委員より両法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 日程第三 孤独・孤立対策推進法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長古賀友一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔古賀友一郎君登壇、拍手〕

○古賀友一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近時における社会の変化を踏まえ、孤独、孤立の状態にある方への支援等、孤

令和五年五月三十一日 参議院会議録第二十七号

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案
向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

脱炭素社会の実現に

独・孤立対策の推進を図るため、その基本理念、
国等の責務、施策の基本事項、孤独・孤立対策推
進本部の設置等について定めようとするものであ
ります。

委員会におきましては、孤独・孤立対策地域協
議会の在り方、NPO、社会福祉協議会及び民生
委員、児童委員等への支援、地方公共団体との連
携、子供や高齢者の孤独、孤立への対応策等につ
いて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に
よって御承知願います。

また、審査に先立ち、孤独・孤立対策に取り組
むNPOの視察を行いました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、れい
わ新選組の大島委員より反対の旨の意見が述べら
れました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって
原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたしま
す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 日程第四 道路整備特別措
置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返
済機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員
長蓮舫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔蓮舫君登壇、拍手〕

○蓮舫君 たいだいま議題となりました法律案につ
きまして、国土交通委員会における審査の経過と
結果を御報告いたします。

本法律案は、高速道路その他の料金を徴収する
道路の適正な管理及び機能の強化を図るため、高
速道路の料金の徴収期間の満了の日の延長、道路
の通行等に係る料金徴収の対象の明確化、高速道
路において通行者等の利便の確保に資する施設と
一体的に整備する自動車駐車場に係る貸付制度の
創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取
するとともに、料金徴収期限を五十年延長するこ
との妥当性、追加する事業の優先順位や事業評価
に対する考え方、今後の高速道路整備と料金制度
の在り方等について質疑が行われましたが、その
詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本
共産党を代表して田村智子委員より本法律案に反
対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって
原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対し附帯決議が付されてあり
ます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたしま
す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 日程第五 脱炭素社会の実
現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気
事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員
長吉川沙織君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉川沙織君登壇、拍手〕

○吉川沙織君 たいだいま議題となりました脱炭素
社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るた
めの電気事業法等の一部を改正する法律案につ
きまして、経済産業委員会における審査の経過と結
果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国における脱炭素社会の実現
に向けて、非化石エネルギー源の利用の促進を図
りつつ電気の安定供給を確保するため、電気の安
定供給の確保等の観点から発電用原子炉の運転期
間を定めるとともに、その設置者に対し、長期間
運転する発電用原子炉施設に関する技術的な評価
の実施及び管理計画の作成を義務付けるほか、使
用済燃料再処理機構の業務への廃炉の推進に関す
る業務の追加、再生可能エネルギー発電事業計画
の認定の取消しに伴う交付金の返還命令の創設そ
の他の規律の強化等の措置を講ずるなど、五法律
案について改正を行おうとするものであります。

なお、衆議院におきまして、原子力基本法に関
し、国民の原子力発電に対する信頼を確保し、理
解を得るために必要な取組を推進する国の責務に
ついて、国民の例示に電力の大消費地である都市
の住民を加え、また、国民の理解と協力を得るた
めに必要な取組を推進する責務とするともに、
附則の規定により改正の施行後五年以内に政府が
行う検討の対象に、原子力規制委員会による発電
用原子炉の設置の許可等に係る審査の効率化及び
審査体制の充実を含めた発電用原子炉施設の安全
の確保のための規制の在り方等を追加する修正が
行われております。

委員会におきましては、茨城県の日本原子力発
電東海発電所及び東海第二発電所の視察を行った
ほか、環境委員会及び内閣委員会とそれぞれ連合

審査会を行うとともに、参考人から意見を聴取
し、さらに、岸田内閣総理大臣の出席を求め、質
疑を行いました。

委員会及び各連合審査会における主な質疑の内
容は、本法律案を束ね法案として提出したこと
は是非、原子力行政における規制と利用の分離を徹
底する必要性、省令への包括委任規定の是非を含
む原子力発電所の運転期間の規律の在り方、高経
年化した原子力発電所の安全性確保の方策、原子
力規制委員会における審査業務の効率化及び体制
強化の必要性、原子力基本法を改正する理由、再
エネ導入拡大と事業規律強化に向けた取組、系統
整備の意義と費用負担の考え方等でありますが、
その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲
民主・社民を代表して村田享子委員より反対、国
民民主党・新緑風会を代表して磯崎哲史委員より
賛成、日本共産党を代表して岩淵友委員より反対
の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって
原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対して十二項目から成る附帯
決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 本案に対し、討論の通告が
ございます。順次発言を許します。村田享子君。

〔村田享子君登壇、拍手〕

○村田享子君 立憲民主・社民の村田享子です。

たいだいま議題となりました脱炭素社会の実現に
向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業
法等の一部を改正する法律案につきまして、反対
の立場から討論を行います。

今月十九日に大手電力七社からの規制料金の値
上げ申請が経済産業省より認可され、六月の使用
分から値上げが実施されます。物価高が続く中、
国民にとって更なる負担となります。

また、私は、鉄鋼、造船、非鉄金属、建設等、いわゆる物づくり産業の労働組合出身であります。電力を多く消費する産業であるため、現下の電気料金の高騰は産業界にも大きな打撃を与えています。多くの仲間が現場で働いていますが、電気料金は原材料費と比べて製品への価格転嫁が難しく、賃上げにも影響を与えています。様々な方策を通じてこの電力状況を何とか改善していきたいと、私も強く思っています。

一方、本法案は原子力発電の六十年を超える運転を可能とする措置を講ずるものですが、現在の稼働年数を考えたとき、この法案が想定する事態を迎えるのは十年以上も先のことです。そうであるならば、今、法案を改正するのではなく、政府はもっと時間を掛けて議論し、国民に理解を求めるべきと考えます。

本法案は、福島第一原子力発電所事故以降の我が国の原子力政策を大きく転換するものですが、昨年七月のGX実行会議における岸田総理の指示をきっかけとして、僅か数か月で策定されたものです。事故によって厳しい経験をされた方々を含め、国民にとって余りに唐突な政策転換であります。岸田総理は、GX実行会議を始め百回以上政府内で議論を行ったと述べておられますが、政府内の議論の回数が重要なものではありません。国民に対してどれだけ真摯に、かつ丁寧な説明を行ったかが問われているのではないのでしょうか。

原子力規制委員会においては、原子力発電所の六十年を超える運転を可能とすることについて、全会一致ではなく、反対する委員がいる中で決定され、委員から議論の進め方への疑問が呈されるという異例の事態となっており、扱うテーマの大きさに対して、熟議がなされて法案が提出されたとは言い難い状況となっています。

本法案の国会への提出においても、政府の対応は拙速であると言わざるを得ません。本法案は、法案の件名にも含まれる電気事業法だけでなく、原子炉等規制法、再処理法、再エネ特措法、そし

て原子力基本法という、論点も分野も所管省庁も異なる五本の法案を束ねて改正を行う、いわゆる束ね法案です。個々の法案について十分な審議の時間を確保できず、国会審議の形骸化を招来するとともに、国会議員の表決権を侵害しかねません。どの法律がどのように改正されるのかなど、国民に分かりづらく、適切な情報公開や国民への説明責任を果たすという観点からも問題があります。

また、運転期間延長の経済産業大臣による認可について、電気事業法改正案第二十七条二十九の二第八項で、「第二項から前項までに定めるもののほか、認可に関する申請の手続に関し必要な事項は、経済産業省令で定める」としています。運転期間の認可という重要な規定は、国会における審議を経て法律の条文に明確に定められるべきものであり、このような省令への包括委任規定は、立法府の審議権を空洞化させるものであり、認めることはできません。

原子力発電所の運転期間の延長については、六十年を超えて延長することへの可否とともに、なぜ運転期間に関する規制を原子力規制委員会が所管する炉規制法から経済産業省が所管する電気事業法に移すのか、経済産業委員会において議論となりました。

令和二年七月に、原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の利用をどれくらいの期間認めることとするかは、原子力利用の在り方に関する政策判断にはかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではないとの見解を明らかにし、政府は、今回の法改正について、運転期間については利用政策であるから電気事業法に移行するとしています。

しかし、五月二十三日に本院で実施された経済産業委員会、環境委員会連合審査会において、西村GX実行推進担当大臣は、原子力規制委員会の審査に通らないと原子力発電所を運転できないという規制に加えて、運転期間の上限というダブル

の規制を掛けていると答弁されており、これは、運転期間は安全規制ではなく利用政策であるとの説明と矛盾し、規制と利用の分離の徹底という点からも懸念があります。

また、原子力規制委員会の姿勢も、信頼に値するかどうか、多くの疑義が指摘をされました。令和二年七月に見解を発表以降、二年以上も法的な整理を自ら行うことなく事態を放置し、昨年からGX実行会議の議論の過程の中で経済産業省、資源エネルギー庁の主導において法改正が行われる結果となり、原子力の安全を担う組織としての主体性、矜持を全く感じません。加えて、運転開始から六十年を超えた原子炉の安全規制について、原子力規制委員会からは、追加点検の方向性だけ示された段階であり、具体的内容が決定されたわけではありません。

福島の事故を経験した我が国において、規制と利用の分離を徹底し、安全性を確保することは大前提です。今回の法案は、運転期間延長に関する規定について十分な議論があつたとは言いがたく、仮に成立となったとしても、原子力規制委員会はその役割をしっかりと果たせるのか、疑問は拭えません。

政府は、原子力発電の位置付けについて明確な方向性を長い間示してきませんでした。再生可能エネルギーの普及は主要国に後れを取っています。十年以上にわたる原子力政策の曖昧さは、立地地域の住民の方々に不安にし、また、原子力発電施設の製造や保守を行う物づくりの現場では、安全を確保するため、より高度な技術が求められますが、原子力産業での人材確保が難しく、技術の継承を妨げる結果となりました。今後、より多くの需要が見込まれる廃炉事業については、発電所の建設と比べて人材が集まりにくいという現状があり、人材育成は急務です。この間、進められてきた電力システム改革についても、その検証が求められています。

国民の暮らしを支え、産業の競争力を維持する

には安全で安定した安価な電力が必要ですが、政府のエネルギー政策には多くの課題があることを指摘し、私の反対討論といたします。

御清聴ありがとうございます。 (拍手)

議長(尾辻秀久君) 石井章君。

(石井章君登壇、拍手)

○石井章君 日本維新の会、石井章です。

私は、会派を代表し、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法案、いわゆるGX脱炭素電源法案について、賛成の立場から討論いたします。

私たち日本維新の会は、政府が本年二月にGX実現に向けた基本方針を閣議決定したことを受けて、三月九日に西村GX実行推進担当大臣に提言を手交いたしました。その中では、我が国を取り巻くエネルギー安定確保の状況が劇的に変化し、エネルギー自給率の向上に向けた取組がますます重要となってきた中、同時に、二〇三五年GX、G7合意や二〇五〇年のカーボンニュートラルを達成するためには原発を最大限利用していくこと、同時に、再生可能エネルギーの導入を一層スピード感を持って進めていくことが喫緊の課題であり、そのためには、国の責任ある対応や民間投資を呼び込む改革が不可欠であると申し上げてまいりました。

政府が提出した法案は、地域と共生した再生エネの最大限の導入拡大を支援し、同時に、安全確保を大前提とした原子力の活用、廃炉の推進を実現するための法案となっており、我々の提言と基本的な考え方は基軸を一にするものであり、方向としてはおおむね賛同できるものであります。

一方、我々が足らざる懸念した部分について、衆議院において修正案を提出し、修正可決されて、本院に送付することができました。共に知恵を絞ってくださった国民民主党、そして有志の会、そして修正協議に対応してくださった政府・与党各位の皆様方に敬意と感謝を申し上げます。

ほとんどの原発の原子炉圧力容器などの設計寿命は四十年であり、原発が停止している間も経年

劣化は進み、安全上のリスクは増大します。政府は、規制委員会が運転開始三十年から十年ごとに設備の劣化に関する技術的評価を行うから大丈夫だと言いますが、これまでも行われている審査を法定化するだけです。それどころか、点検項目を減らすことができるなど、むしろ後退させるものであり、これでは到底老朽原発の事故の危険性を減らすことにはなりません。

反対理由の第三は、あらゆる選択肢を確保することが重要だとして原発を推進することが、省エネと再生可能エネルギーの大量導入を妨げるものになるからです。

ほぼ一〇〇％輸入に頼っている化石燃料の価格高騰が、電気料金的大幅な値上げを招いています。エネルギーの安定供給と自給率向上に大きな力を発揮するのが再生エネです。本法案では、地域と共生する再生エネの最大限の導入拡大支援を掲げながら、稼働していない、完成もしていない原発で送電線の利用枠を押さえる原発空押さえのルールを温存していることが、出力抑制という形で再生エネが発電した電気を活用できないという事態を招いています。これほどの愚策はありません。送電網の利用ルールを原発最優先から再生エネ最優先に抜本的に変えるべきです。

国連IPCCの最新の報告書では、CO₂の排出を削減する効果について、再生エネと原発を比較すると、太陽光と風力の効果が圧倒的に大きく、コストが安いのにに対し、原発はコストが高い上に効果が小さいことが示されています。さらに、報告書は、今のペースで温室効果ガスを排出し続けられ二〇三〇年に排出限度に達すると警告しており、もはや一刻の猶予もありません。

先日、院内で行われた集会で発言した大学生は、GX基本方針について、原発や化石燃料の使用を長引かせ、再生エネの導入を妨げる中途半端な見せかけの気候変動対策だと感じる、気候変動の被害に既に苦しんでいる人の声、将来世代の声に耳を傾けてほしいと訴えました。

こうした声を聞くべきであり、原発と石炭火力に固執し、そのツケを将来世代に回すことはやめるべきです。被害者の声を聞くべきだと求められた福島での地方公聴会も開かず、国民的な議論もないままに本法案を強行することは断じて許されません。

国民の願い、世界の流れは、原発からの撤退であり、石炭火力発電の全廃と徹底した省エネ、再生エネの大量導入です。原発ゼロを決断し、再生エネ最優先への転換を強く求め、反対討論とします。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 磯崎哲史君。

(磯崎哲史君登壇、拍手)

○磯崎哲史君 国民民主党・新緑風会の磯崎哲史です。

会派を代表し、ただいま議題となりましたいわゆるGX脱炭素電源法案に賛成の立場から討論を行います。

以下、賛成する理由を述べます。

まず前提として、新型コロナウイルスの収束に伴い、世界的にエネルギー需要が回復していること、OPECプラスの減産が続いていること、ロシアのウクライナ侵攻により、世界各国が脱ロシア依存やエネルギー確保を進めていること、円安が続いていることなどにより、我が国のエネルギー価格が高止まりし、国民の負担は引き続き高いままとなつていくことを再認識する必要があります。

一方、日本政府として掲げた二〇五〇年カーボンニュートラルは国際公約であり、気候変動問題への対応は人類共通の課題となつている中、脱炭素化に向けた取組は待ったなしであることは周知の事実です。

それを受けて、本年二月にまとめられたGX実現に向けた基本方針では、オイルショック以来のエネルギー危機とも言える状況の中、安定的かつ安価なエネルギー供給が最優先課題であること、そして、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することを確認しています。加えて、GXの実現を通

して、新たな市場、需要を創出しながら産業競争力を強化し、経済成長にもつなげていくことを確認しています。

国民民主党としては、こうした方向性には賛同するとともに、それに資する対応として、再生エネ導入拡大に向けた新制度による系統整備促進や現行の再生エネ設備の更新、増設の促進、原子力の利用と規制の責任を明確にした上での規制ルールの厳格化、加えて、原発廃炉に向けた制度の具体化と国の責任の強化は、それぞれ適切な法整備であるものと考えます。

以上が本法案に賛成する理由であります。その具体的な手法や工程については、まだまだ深掘りをした議論が不足していると考えます。

今回の法案は、多くの重要な論点について深掘りしたことから、多くの重要な論点について深掘りをした徹底審議を行うことができず、ひいては国民の皆様が丁寧に説明する機会を逸したことに大きな問題があったと考えます。こうした政府の強引な進め方に改めて遺憾の意を表するとともに、せめて再生エネに関わる法改正と原発に関わる法改正部分を分けて審議すべきであったことは、改めて申し上げたいと思います。

そうした観点から、以下、深掘りした審議をすべきだったと思われる論点の一部を挙げることで、残りの討論に代えたいと思います。

まずは、再生可能エネルギーの系統強化における課題です。

大都市を中心に電力需給の逼迫が引き続き起こり得ることを考えれば、再生可能エネルギーの増強が見込まれる地域からの系統強化は必要なことと考えますが、いわゆる地産地消による分散電源やEVを使つたピーク・ツー・ホーム等、蓄電源の利用も想定すると、この度のマスタープランで示した規模の系統設備は必要ないのではないかと考え方もあります。この点は、今回の法改正をもつて将来的な工程まで決め切るのではなく、断続的な検討を加えていく必要があります。

次に、再生エネ導入拡大に向けた課題についてです。

現状では、太陽光パネルや風力発電の技術などを海外事業者から調達することになります。とりわけ、太陽光パネルの輸入に占める約八割は中国製であり、経済安全保障上の観点からも問題があります。本来は、再生可能エネルギーをできるだけ国産化すべきです。我が国が資源、技術共に強みを持つペロブスカイト太陽電池等の研究開発の加速化や、地熱の活用、ジオエナジー・二アリングの研究開発支援も重要です。再生可能エネルギー普及のために国富を流出してきた状況から脱するためにも、この点について議論を深める必要があります。

次に、原発の運転期間の上限規定に関わる科学的、技術的根拠についてです。

今回の規定は、従来の四十年、六十年の数字を踏襲するという事実上の政治判断によるものでしたが、後世に引き継ぐには余りに曖昧な判断基準です。延長判断を利用側に置くのであれば、本来は、科学的、技術的な根拠を政府として示すべきであり、根拠が見出せないのであれば、上限をなくすということも逆にあり得るからです。

翻つて、高齢化の安全規制については省令レベルから法律に格上げされ、これまで四十年に一回だけだった規制委員会の許可が三十年目に早まる上に、以降、最長でも十年ごとに認可が必要になったことで規制が厳格化されたことはなかなか世間に伝わっておらず、政府は説明する機会がしっかりと設けられなかったこと、大いに反省すべきです。

次に、原発のリブレスの問題です。

国民民主党は、既存原発の次世代軽水炉や小型モジュール炉、SMRなどへの建て替えを政策として示しています。いわゆる次世代革新炉は安全性が高まることから、脱炭素化と中長期の安定的なエネルギー供給体制を構築する上で急がれる課題と考えますが、今般、政府として推進にかじを

切ったにもかかわらず、今回の法案審議では余り議論が深まりませんでした。

さらには、バックエンド、いわゆる廃炉及び最終処分に向けた技術者の人材育成についてです。今回、NUROを通じて廃炉に向けた制度を整備することとなりましたが、今後、中長期にわたって既存原発の運営、保守管理、廃炉、最終処分を行っていくのは現場で働く技術者の方々です。とりわけ、超長期的に取組がされていくバックエンドについては、必要な人材の確保、技術の維持強化、そして安心して働く環境整備が不可欠であり、その責任は、事業者はもとより、政府も負うべきです。

また、バックエンド事業が着実に進むように、規制や作業管理の在り方について、諸外国の事例等も踏まえて、リスクレベルに応じた解体作業が可能となるよう検討を進めていく必要があります。

電力システム改革、中でも電力の完全自由化の総括の必要性について申し上げます。

電力システム改革は、電力の安定供給の確保、電気料金の上昇の抑制、そして需要家の選択肢の拡大と事業者へのビジネスチャンスの創出を目的に実施してきましたが、現在においても当初の目的のいずれもが実現されていません。

帝国データバンクによれば、完全自由化以降、二〇二一年四月までに登録のあった新電力会社七百六社のうち、二〇二三年三月二十四日時点では、百九十五社が倒産や廃業、又は電力事業の契約停止や撤退に追い込まれました。参考人質疑においても、自由化とFITの導入を並行して行ったことでゆがんだ市場の状態をつくり出したとの見解がありました。電力システム改革が与えた影響と課題を検証し、実効性のある取組を早急に進めることが必要と考えます。

最後に、需要サイドでの省エネの促進についてです。

今回の法案では直接の対象となっており、前

回のGX推進法で、推進していくとだけ言及されている程度ですが、省エネ施策のいかんによって今後の電源構成にも大きく影響することから、大変重要な課題です。にもかかわらず、この点はほとんど議論されなかったことにも今回の束ね法案の問題の一端があります。

また、この点は、温室効果ガス排出に占める電力の割合は四割にすぎないということも改めて認識すべきであり、需要サイドのあらゆる分野でいかに改革を実施できるかが鍵となると考えています。

以上、GX実現に向けてはまだ多くの課題についての議論が必要であることを指摘し、国民民主党は、正直で、偏らない、現実的な政治を実践していくことを改めて申し上げ、討論といたします。

○議長(尾辻秀久君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

議長 尾辻 秀久君
副議長 長浜 博行君
議員 伊藤 岳君 吉良よし子君
山添 拓君 岩淵 友君
青島 健太君 倉林 明子君
中条きよし君 音喜多 駿君

紙 智子君	仁比 聡平君	上月 良祐君	猪口 邦子君
串田 誠一君	高木かおり君	福岡 資麿君	片山さつき君
田村 智子君	井上 哲士君	浅尾慶一郎君	佐藤 信秋君
石井 苗子君	浅田 均君	大家 敏志君	豊田 俊郎君
山下 芳生君	小池 晃君	柘植 芳文君	太田 房江君
清水 貴之君	東 徹君	松下 新平君	松村 祥史君
石井 章君	梅村みずほ君	末松 信介君	石井 浩郎君
伊藤 孝江君	松野 明美君	野村 哲郎君	岡田 直樹君
里見 隆治君	窪田 哲也君	神谷 宗幣君	大島九州男君
猪瀬 直樹君	安江 伸夫君	平山佐知子君	寺田 静君
高橋 光男君	柳ヶ瀬裕文君	須藤 元氣君	吉川ゆうみ君
塩田 博昭君	片山 大介君	長峯 誠君	吉井 章君
竹内 真二君	三浦 信祐君	広瀬めぐみ君	藤井 一博君
宮崎 勝君	梅村 聡君	長谷川英晴君	宮崎 雅夫君
河野 義博君	杉 久武君	赤松 健君	生稲 晃子君
矢倉 克夫君	柴田 巧君	白井 正一君	進藤金日子君
平木 大作君	新妻 秀規君	石田 昌宏君	舞立 昇治君
高橋 克法君	松沢 成文君	若松 謙維君	三宅 伸吾君
上田 勇君	鈴木 宗男君	鈴木 宗男君	古賀友一郎君
石川 博崇君	竹谷とし子君	横山 信一君	北村 経夫君
秋野 公造君	山本 博司君	森屋 宏君	西田 昌司君
佐々木さやか君	山本 信一君	渡辺 猛之君	石井 準一君
羽生田 俊君	山本 香苗君	大野 泰正君	石井 準一君
谷合 正明君	山口那津男君	牧野たかお君	佐藤 正久君
西田 実仁君	本田 顯子君	野上浩太郎君	松山 政司君
磯崎 仁彦君	清水 真人君	丸川 珠代君	世耕 弘成君
堂込麻紀子君	ながえ孝子君	関口 昌一君	武見 敏三君
藤木 眞也君	宮本 周司君	山本 順三君	齊藤健一郎君
自見はなこ君	山本佐知子君	高良 鉄美君	山本 太郎君
小野田紀美君	三浦 靖君	浜田 聡君	伊波 洋一君
星 北斗君	加田 裕之君	若林 洋平君	田中 昌史君
岩本 剛人君	船橋 利実君	白坂 亜紀君	友納 理緒君
高橋はるみ君	山田 太郎君	永井 学君	古庄 玄知君
比嘉奈津美君	滝沢 求君	越智 俊之君	加藤 明良君
松川 るい君	堂故 茂君	梶原 大介君	神谷 政幸君
滝波 宏文君	高野光二郎君	今井絵理子君	朝日健太郎君
堀井 巖君	酒井 庸行君	青山 繁晴君	足立 敏之君
島村 大君		山下 雄平君	阿達 雅志君

山田 宏君	和田 政宗君
石井 正弘君	中田 宏君
赤池 誠章君	江島 潔君
古川 俊治君	山田 俊男君
森 まさこ君	青木 一彦君
中西 祐介君	上野 通子君
山谷えり子君	宮沢 洋一君
有村 治子君	櫻井 充君
鶴保 庸介君	衛藤 晟一君
山崎 正昭君	中曾根弘文君
山東 昭子君	大椿ゆうこ君
村田 享子君	三上 えり君
水野 素子君	高木 真理君
古賀 千景君	柴 愼一君
鬼木 誠君	横沢 高德君
羽田 次郎君	小沼 巧君
小林 一大君	田島麻衣子君
岸 真紀子君	石垣のりこ君
井上 義行君	森屋 隆君
勝部 賢志君	小沢 雅仁君
杉尾 秀哉君	森本 真治君
斎藤 嘉隆君	石橋 通宏君
三原じゅん子君	野田 国義君
田名部匡代君	吉川 沙織君
長谷川 岳君	川田 龍平君
牧山ひろえ君	水岡 俊一君
青木 愛君	木村 英子君
橋本 聖子君	蓮 舫君
辻元 清美君	福山 哲郎君
福島みずほ君	竹詰 仁君
田村 まみ君	芳賀 道也君
宮口 治子君	伊藤 孝恵君
塩村あやか君	上田 清司君
浜口 誠君	石川 大我君
打越さく良君	浜野 喜史君
磯崎 哲史君	熊谷 裕人君
古賀 之士君	川合 孝典君
舟山 康江君	小西 洋之君

徳永 エリ君	榎葉賀津也君
大塚 耕平君	天畠 大輔君
船後 靖彦君	
厚生労働大臣	加藤 勝信君
国土交通大臣	齊藤 鉄夫君
国務大臣	西村 康稔君
国務大臣	小倉 將信君
副大臣	尾身 朝子君
総務副大臣	

議長報告事項
去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員	小池 晃君	補欠 井上 哲士君
辞任	石橋 通宏君	補欠 古賀 之士君
辞任	宮崎 勝君	補欠 西田 実仁君
法務委員	梅村みずほ君	補欠 清水 貴之君
財政金融委員	山本佐知子君	補欠 佐藤 信秋君
辞任	吉井 章君	補欠 野上浩太郎君
厚生労働委員	井上 哲士君	補欠 小池 晃君
辞任	古賀 之士君	補欠 石橋 通宏君
国土交通委員	佐藤 信秋君	補欠 山本佐知子君
辞任	野上浩太郎君	補欠 吉井 章君

環境委員	西田 実仁君	補欠 宮崎 勝君
辞任	清水 貴之君	補欠 梅村みずほ君
国家基本政策委員	船橋 利実君	補欠 武見 敏三君
辞任	嘉田由紀子君	補欠 大塚 耕平君
予算委員	加田 裕之君	補欠 長谷川 岳君
辞任	武見 敏三君	補欠 船橋 利実君
	古賀 千景君	補欠 森本 真治君
	田名部匡代君	補欠 石垣のりこ君
	辻元 清美君	補欠 石川 大我君
	平木 大作君	補欠 塩田 博昭君
	山本 香苗君	補欠 佐々木さやか君
	柳ヶ瀬裕文君	補欠 青島 健太君
	大塚 耕平君	補欠 嘉田由紀子君
	田村 智子君	補欠 仁比 聡平君
決算委員	長谷川 岳君	補欠 加田 裕之君
辞任	青島 健太君	補欠 柳ヶ瀬裕文君
行政監視委員	石垣のりこ君	補欠 田名部匡代君
辞任	塩田 博昭君	補欠 平木 大作君
	清水 貴之君	補欠 梅村 聡君
議院運営委員	森本 真治君	補欠 古賀 千景君
辞任	佐々木さやか君	補欠 山本 香苗君
	梅村 聡君	補欠 清水 貴之君
	仁比 聡平君	補欠 岩淵 友君

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員 辞任 山本 啓介君 補欠 比嘉奈津美君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案(閣法第二〇号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策助成への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案(浜口誠君外二名発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員神谷宗幣君提出日本政府の半導体政策に関する再質問に対する答弁書(第七五号)

参議院議員辻元清美君提出性同一性に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書(第七六号)

同日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(九月三十日任期満了による再任)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

放送法及び電波法の一部を改正する法律

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律 同日内閣から、食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和四年度食料・農業・農村の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和五年度食料・農業・農村施策」についての文書を受領した。 一昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	森本 真治君 古賀 千景君 佐々木さやか君 山本 香苗君 仁比 聡平君 田村 智子君 議院運営委員 古賀 千景君 補欠 山本 香苗君 佐々木さやか君 岩淵 友君 仁比 聡平君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	総務委員 岸 真紀子君 補欠 法務委員 朝日健太郎君 補欠 外交防衛委員 宮崎 勝君 補欠 財政金融委員 青島 健太君 補欠 文教科学委員 井上 哲士君 補欠 厚生労働委員 石橋 通宏君 補欠 農林水産委員 加藤 明良君 補欠 国土交通委員 中条きよし君 補欠 環境委員 朝日健太郎君 補欠 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員 高橋 克法君 補欠 山本 啓介君 浅尾慶一郎君 同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員 井上 哲士君 補欠 外交防衛委員 世耕 弘成君 補欠 財政金融委員 金子 道仁君 補欠 文教科学委員 赤松 健君 補欠 国土交通委員 中条きよし君 補欠 環境委員 室井 邦彦君 補欠 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	浅尾慶一郎君 補欠 比嘉奈津美君 高橋 克法君 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(菊田真紀子君外十一名提出)(衆第一五号) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案(阿部司君外四名提出)(衆第一六号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。	赤松 健君 補欠 井上 哲士君 小池 晃君 高橋はるみ君 世耕 弘成君 野上浩太郎君 赤松 健君 室井 邦彦君 中条きよし君 同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。	進藤金日子君 生稲 晃子君 松川 るい君 赤松 健君 山本 香苗君 宮崎 勝君 仁比 聡平君 吉良よし子君 同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
予算委員 石川 大我君 補欠 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	大森由来成分「CBD」の違法な流通実態に関する質問主意書(松沢成文君提出)(第八二二号) 昨三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	下野 六太君 補欠 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	国立健康危機管理研究機構法案(閣法第四九号) 審査報告書

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第五〇号)審査報告書

孤独・孤立対策推進法案(閣法第三六号)審査報告書

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)審査報告書

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(閣法第二六号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

岸田首相が掲げた花粉症対策に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第八四号)

我が国のカウンターインテリジェンス強化に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第八五号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田聡君提出憲法第十四条とLGB T差別に関する質問に対する答弁書(第七七号)

参議院議員神谷宗幣君提出公的機関の職員の国籍に関する質問に対する答弁書(第七八号)

参議院議員高良鉄美君提出在日米軍人・軍属等による事件、事故に関する質問に対する答弁書(第七九号)

参議院議員神谷宗幣君提出我が国における外国人による土地取得に関する再質問に対する答弁書(第八〇号)

同日内閣から、森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「令和四年度森林及び林業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和五年度森林及び林業施策」についての文書を受領した。

審査報告書

国立健康危機管理研究機構法案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

令和五年五月三十日

厚生労働委員長 山田 宏
参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、感染症その他の疾患に関し、調査研究、医療の提供、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与え、おそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し科学的知見を提供できる体制の強化を図るため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構を設立しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に要する経費は、国立健康危機管理研究機構の設立に対応して令和六年度以降の予算において計上される予定である。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、国立健康危機管理研究機構(以下「機構」という。)は、内閣感染症危機管理統括庁及び厚生労働省と常時情報共有するなど、緊密な連携を確保すること。

二、現に国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターが行っている業務が機構設立後も確実に行われるよう措置するとともに

に、機構の研究開発能力の向上及び人材確保に資するために、必要な予算を確保すること。また、両機関の職員の待遇が統合に伴って低下することがないよう取り組むこと。

三、機構が将来の感染症有事において安全かつ有効な治療薬・ワクチンの迅速な開発に資する臨床研究に取り組むことができるよう、機構及び関係医療機関の臨床機能強化及びネットワーク強化のための措置を講ずること。

四、政府が機構へ指示又は監督を行うに際しては、機構が提供する科学的知見の客観性を損なうことがないよう十分に留意すること。また、政府が感染症対策に係る政策決定を行う際には、機構が提供する科学的知見との関係性について、国民に対して丁寧な説明を行うこと。

五、政府は、機構が提供する科学的知見のみならず、政策提言についても積極的に受け入れ検討すること。

六、地方自治体の感染症対応能力の更なる強化のための方策について早急に検討を行うとともに、地方衛生研究所間の能力の格差を是正するために予算措置を含め必要な支援を行うこと。右決議する。

国立健康危機管理研究機構法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和五年五月十八日

衆議院議長 細田 博之
参議院議長 尾辻 秀久殿

国立健康危機管理研究機構法案
国立健康危機管理研究機構法

目次

第一章 総則(第一条―第六条)
第二章 役員及び理事会並びに職員(第七条―第十九条)

第三章 服務(第二十―二十二条)

第四章 業務
第一節 業務の範囲等(第二十三条―第二十六条)

第二節 中期目標等(第二十七条―第三十二条)

第五章 財務及び会計(第三十三条―第三十九条)

第六章 監督(第四十条―第四十二条)

第七章 雑則(第四十三条―第四十七条)

第八章 罰則(第四十八条―第五十一条)

附則
第一章 総則

(目的)
第一条 国立健康危機管理研究機構は、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、感染症並びにそれ以外の疾患でその適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの(以下「感染症その他の疾患」という。)並びに予防及び医療に係る国際協力に関し、調査、研究、分析及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する高度かつ専門的な医療の提供、人材の養成等を行うとともに、感染症その他の疾患に係る病原体等の検査等及び医薬品等の試験等を行うことにより、国内における感染症のまん延その他の公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態の予防及びその拡大の防止並びに国内外の公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(法人格)
第二条 国立健康危機管理研究機構(以下「機構」という。)は、法人とする。

(事務所)
第三条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)
第四条 機構の資本金は、附則第十二条第二項及

令第十七条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。 3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。 (名称の使用制限) 第五条 機構でない者は、国立健康危機管理研究機構という名称を用いてはならない。 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用) 第六条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。 第二章 役員及び理事会並びに職員 (役員) 第七条 機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事九人以内及び監事二人を置く。ただし、理事のうち四人以上は、非常勤の外部理事(次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する理事をいう。以下この章において同じ。)でなければならぬ。 一 機構の理事長、副理事長、理事(外部理事を除く。若しくは職員(以下この条において「機構の役員」という。又は機構の子法人(機構がその経営を支配している法人として厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。))の業務執行取締役(株式会社の会社法平成十七年法律第八十六号)第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人(以下この条において「機構の子法人の業務執行取締役等」という。)でなく、かつ、その就任の前十年間機構の役員又は機構の子法人	の業務執行取締役等であつたことがないこと。 二 その就任の前十年内のいずれかの時において機構の監事若しくは会計監査人(会計監査人が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この号において同じ。)又は機構の子法人の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この号において同じ。)若しくは監査役であつたことがある者(機構の子法人の業務執行取締役等であつたことがあるものを除く。)にあつては、当該監事、会計監査人、取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間機構の役員又は機構の子法人の業務執行取締役等であつたことがないこと。 三 機構の理事長、副理事長、理事又は重要な職員の配偶者又は二親等内の親族でないこと。 (理事会の設置及び任務) 第八条 機構に、理事会を置く。 2 理事会は、理事長、副理事長及び全ての理事をもつて組織する。 3 理事会は、次に掲げる職務を行う。 一 この法律(第四十三条において読み替えて準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)の規定を含む。第十条第六項において同じ。)の規定により厚生労働大臣の認可(第十一条第二項及び第十五条第四項の認可を除く。)又は承認を受けなければならない事項その他理事会が特に必要と認める重要事項の審議及び決定 二 理事の職務の執行の監督 4 理事長、副理事長及び理事(外部理事を除く。)は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 (理事会の会議) 第九条 理事会は、理事長が招集する。	2 理事長は、理事会の議長となり、会務を総理する。 3 理事会は、理事長、副理事長及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができる。 4 理事会の議事は、出席した理事長、副理事長及び理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (役員の職務及び権限等) 第十条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。 2 副理事長は、機構を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。 3 理事(外部理事を除く。)は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。 4 監事は、機構の業務を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。 5 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は機構の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 6 監事は、機構がこの法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の厚生労働省令で定める書類を厚生労働大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。 7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、機構の子法人に対して事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況の調査をすることができる。	8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。 9 監事は、必要があると認めるときは、理事会に出席し、意見を述べることができる。 10 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。 11 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生労働大臣に意見を提出することができる。 12 第四項から前項までに定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 (役員の任命) 第十一条 理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命する。 2 副理事長及び理事は、理事長が厚生労働大臣の認可を受けて任命する。 3 理事長は、前項の規定により副理事長及び理事を任命したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (役員の任期) 第十二条 理事長の任期は、任命の日から、当該任命の日を含む第二十七条第一項に規定する中期目標の期間(以下この項及び附則第二条第四項において「中期目標の期間」という。)の末日までとする。ただし、より適切と認める者を任命するため厚生労働大臣が特に必要があると認めるときは、中期目標の期間の初日以後最初に任命される理事長の任期は、任命の日から、中期目標の期間の初日から三年を経過する日までとすることができる。 2 前項の規定にかかわらず、補欠の理事長の任期は、前任者の残任期間とする。 3 監事の任期は、理事長の任期(補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する
---	---	---	---

理事長の任期の末日を含む事業年度についての第三十三条第一項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。 4 副理事長及び理事の任期は、二年とする。ただし、補欠の副理事長又は理事の任期は、前任者の残任期間とする。 5 役員は、再任されることができる。 (役員の欠格条項) 第十三条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。ただし、教育公務員又は研究公務員で政令で定めるもの(次条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、理事又は監事となることができる。 第十四条 前条本文に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。) 二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。) (役員の解任) 第十五条 厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十三条本文又は前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。 2 厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができ、一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと	認められるとき。 二 職務上の義務違反があるとき。 3 前項に規定するもののほか、厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の執行が適当でないため機構の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないときと認めるときは、その役員を解任することができる。 4 理事長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 5 厚生労働大臣は、副理事長又は理事が第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、理事長に対し、その役員の解任を命ずることができる。 6 理事長は、第二項又は第三項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (役員等の損害賠償責任) 第十六条 機構の役員又は会計監査人は、その任務を怠つたときは、機構に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。 2 前項の責任は、厚生労働大臣の承認がなければ、免除することができない。 (役員及び職員の地位) 第十七条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 (役員の報酬等) 第十八条 機構の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならぬ。 2 機構は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。	もに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与及び退職手当(以下「給与等」という。)、民間企業の役員の報酬等、機構の業務の実績並びに役員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性その他の事情を考慮して定めなければならない。 (職員の給与等) 第十九条 機構の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。 2 機構は、その職員の給与等の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 前項の給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、機構の業務の実績、職員の職務の特性及び雇用形態並びに専ら調査、研究、分析及び技術の開発(以下「研究開発」という。)に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性その他の事情を考慮して定めなければならない。 第三章 服務 (服務の本旨) 第二十条 機構の役員及び職員の服務は、感染症その他の疾患に迅速かつ適確に対応するとともに、患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、感染症その他	の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等を行うことができるよう、強い責任感を持って、誠実かつ公正にその職務を遂行し、国民の信頼に応えることを本旨としなければならない。 2 機構の役員及び職員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対し、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。 3 機構の役員及び職員は、第二十三条第一項に規定する業務について、この法律若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。 (役員及び職員の秘密保持義務) 第二十一条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (制裁規程) 第二十二条 機構は、業務開始の際、制裁規程を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の制裁規程においては、機構の役員及び職員が、この法律若しくは感染症法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役員及び職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員及び職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。
--	---	--	--

第四章 業務

第一節 業務の範囲等

(業務の範囲)

第二十三条 機構は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 感染症その他の疾患に係る予防及び医療に関し、研究開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 予防及び医療に係る国際協力に関し、研究開発を行うこと。
- 四 感染症その他の疾患に係る予防及び医療並びにこれらに係る国際協力に関し、人材の養成及び資質の向上を図ること。
- 五 感染症その他の疾患に係る病原及び病因の検索並びに予防及び医療に係る科学的知見に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うこと。
- 六 感染症その他の疾患に係る病原体及び毒素の収集、検査及び保管並びにこれらの実施に必要な技術並びに試薬、試料及び機械器具の開発及び普及を行うこと。
- 七 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第二十六条第二項に規定する地方衛生研究所等の職員に対する前二号に掲げる業務に係る研修、技術的支援その他の必要な支援を行うこと。
- 八 感染症その他の疾患の予防及び医療に関する生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤並びに殺そ剤の生物学的検査、試験及び試験的製造並びにこれらの医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)の生物学的検査及び試験に必

要な標準品の製造を行うこと。

九 使用されることがまれである生物学的製剤又はその製造が技術上困難な生物学的製剤の製造を行うこと。

十 食品衛生に関し、細菌学的及び生物学的試験及び検査を行うこと。

十一 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

十二 機構及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号。以下「高度専門医療国立研究開発法人法」という。)第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。

十三 機構の研究開発の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

十四 感染症法第六十五条の四に規定する事務及び感染症法第六十五条の五に規定する権限に係る事務を行うこと。

十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、前項各号に掲げる業務の実施状況を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に報告するものとする。

3 機構は、第一項各号(第十四号を除く。)に掲げる事務の遂行に必要な限度で、同項第十四号の事務を行うことにより保有することとなつた情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 機構は、第一項第十三号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、厚生

労働大臣の認可を受けなければならない。

(株式又は新株予約権の取得及び保有)

第二十四条 機構は、機構の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者(以下この項において「成果活用事業者」という。)に対し、機構の研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行うに当たつて、当該成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認めてその支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めることその他の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得することができる。

2 機構は、前項の規定により取得した株式又は新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)を保有することができる。

(機構の施設及び設備の利用)

第二十五条 機構は、第二十三条第一項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、機構に勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。

(業務方法書)

第二十六条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、役員(監事を除く。)の職務の執行がこの法律、感染症法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他の機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

3 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

(中期目標)

第二十七条 厚生労働大臣は、六年間において機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する事項

二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人通則法第十二条に規定する独立行政法人評価制度委員会(以下「独立行政法人評価制度委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により中期目標に係る意見を聴こうとするときは、機構の研究開発の事務及び事業(軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十条第六項及び第三十二条第二項において同じ。)に関する事項について、あらかじめ、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の規定に基づき厚生労働省に置かれる合議制の機関で政令で定めるもの(以下「研究開発審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

5 厚生労働大臣は、公衆衛生その他の分野の研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項において同

じ。)を研究開発審議会の委員に任命することができる。

6 前項の場合において、外国人である研究開発審議会の委員は、研究開発審議会の会務を総理し、研究開発審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、研究開発審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

7 健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会は、第三項の規定により厚生労働大臣に意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

(中期計画)

第二十八条 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する措置
- 二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 四 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画
- 五 短期借入金金の限度額
- 六 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 七 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

八 剰余金の使途

九 その他厚生労働省令で定める業務運営に関する事項

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第二十九条 機構は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(第三十一条において「年度計画」という。)を定め、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価)

第三十条 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、厚生労働大臣の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 機構は、前項の規定による評価のほか、中期目標の期間の初日以後最初に任命される理事長

の任期が第十二条第一項ただし書の規定により定められた場合又は附則第二条第三項の規定によりその成立の時に任命されたものとされる理事長の任期が同条第四項の規定により定められた場合には、それらの理事長(以下この項において「最初の理事長」という。)の任期(補欠の理事長の任期を含む。)の末日を含む事業年度の終了後、当該最初の理事長の任命の日を含む事業年度から当該末日を含む事業年度の事業年度末までの期間における業務の実績について、厚生労働大臣の評価を受けなければならない。

3 機構は、第一項の評価を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 機構は、第二項の評価を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する末日を含む事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

5 第一項又は第二項の評価は、第一項第一号、第二号若しくは第三号に定める事項又は第二項に規定する業務の実績について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、第一項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

6 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の評価を行おうとするときは、機構の研究開発の事務及び

び事業に関する事項について、あらかじめ、研究開発審議会の意見を聴かなければならない。

7 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

8 健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を述べるとともに、その内容を公表しなければならない。

9 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、機構に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(評価結果の取扱い等)

第三十一条 機構は、前条第一項又は第二項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十二条 厚生労働大臣は、第三十条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、機構の業務における個々の事務又は事業の継続の必要性、組織の在り方その他の業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、機構の研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発審議会の意見を聴かなければならない。 3 厚生労働大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならない。 4 健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を述べるとともに、その内容を公表しなければならない。 5 前項の場合において、独立行政法人評価制度委員会は、機構の主要な事務及び事業の改廃に関し、厚生労働大臣に勧告をすることができる。 6 独立行政法人評価制度委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。 7 独立行政法人評価制度委員会は、第五項の勧告をしたときは、厚生労働大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。 第五章 財務及び会計 (財務諸表等) 第三十三条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他厚生労働省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下この条及び第五十条第一項第八号において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 2 機構は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、これに厚生労働省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告書及び会計監査報告書を添付しなければならない。 3 機構は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書、監査報告書及び会計監査報告書を、主たる事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。 4 機構は、第一項の附属明細書その他厚生労働省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 二 電子公告(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて厚生労働省令で定めるもの)をとる公告の方法をいう。次項において同じ。 5 機構が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の厚生労働省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。 (利益及び損失の処理) 第三十四条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。	2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。 3 機構は、第一項に規定する残余があるときは、厚生労働大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第二十八条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の同条第二項第八号の剰余金の使途に充てることができる。 (積立金の処分) 第三十五条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における機構が行う第二十三条第一項及び第二十五条に規定する業務の財源に充てることとができる。 2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。 3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。 (借入金等) 第三十六条 機構は、中期計画の第二十八条第二項第五号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして厚生労働大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。	2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。 4 機構は、政令で定める施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は国立健康危機管理研究機構債券(以下「債券」という。)を発行することができる。 5 前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。 6 前二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 7 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。 8 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。 9 会社法第七百五十五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 10 第四項から前項までに定めるもののほか、第四項又は第五項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。 (債務保証) 第三十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二	2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。 3 機構は、第一項に規定する残余があるときは、厚生労働大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第二十八条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の同条第二項第八号の剰余金の使途に充てることができる。 (積立金の処分) 第三十五条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における機構が行う第二十三条第一項及び第二十五条に規定する業務の財源に充てることとができる。 2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。 3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。 (借入金等) 第三十六条 機構は、中期計画の第二十八条第二項第五号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして厚生労働大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。	2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。 4 機構は、政令で定める施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は国立健康危機管理研究機構債券(以下「債券」という。)を発行することができる。 5 前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。 6 前二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 7 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。 8 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。 9 会社法第七百五十五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 10 第四項から前項までに定めるもののほか、第四項又は第五項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。 (債務保証) 第三十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二
---	---	--	---	--

十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前条第四項又は第五項の規定による機構の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができ。

(償還計画)

第三十八条 機構は、第三十六条第四項又は第五項の規定により、長期借入金をし、又は債券を発行するときは、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(財源措置)

第三十九条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

2 機構は、業務運営に当たっては、前項の規定による交付金について、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の規定及び中期計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

第六章 監督

(緊急時の命令)

第四十条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は感染症その他の疾患に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じようおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、第二十三条第一項第一号から第十号までに掲げる業務に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第四十一条 厚生労働大臣は、前条に定めるもの

のほか、中期目標を達成するためその他この法律及び感染症法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十二条 厚生労働大臣は、この法律及び感染症法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第四十三条 独立行政法人通則法第八條第一項及び第三項、第九條、第十九條の二、第二十一條の五、第二十四條、第二十五條、第二十六條、第三十六條第一項、第三十七條、第三十九條から第四十三條まで、第四十六條の二、第四十七條から第五十條まで並びに第五十條の三から第五十條の九までの規定は機構について、同法第十二條の二第二項、第二十八條の二、第二十八條の三及び第三十五條の二の規定は機構の中期目標及び評価について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、「主務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第三項	（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。）で定める	で定める
第十二條の二第二項	前項第一号若しくは第二号に規定する規定又は同項第五号若しくは第六号	国立健康危機管理研究機構法（以下「機構法」という。）第四十三條において準用する第二十八條の二第二項
第十九條の二	この法律、個別法	機構法
第二十四條	法人の長	理事長
第二十五條	法人の長その他の代表権を有する役員	理事長又は副理事長
第二十六條	法人の長	理事長
第二十八條の二第二項	代表権を有しない役員	理事（機構法第七條ただし書に規定する外部理事を除く。）
第二十八條の二第三項	法人の長	理事長
第二十九條第一項の中期目標、第三十五條の四第一項の中期目標及び第三十五條の九第一項の年度目標	第二十九條第一項の中期目標、第三十五條の四第一項の中期目標及び第三十五條の九第一項の年度目標	中期目標

第四十六條の二第 二項ただし書	第三十二條第一項、第三十五條の六 第二項及び第二項並びに第三十五條 の十一第一項及び第二項		機構法第三十條第一項及び第二項	
	前条第四項		機構法第三十二條第五項	
第三十九條第二 項 第二号	総務省令		厚生労働省令	
	子法人に		子法人（機構法第七條第一号に規定 する子法人をいう。以下同じ。）に	
第三十九條第三 項	この法律、個別法		機構法	
	財務諸表承認日		機構法第三十三條第一項の規定によ る同項に規定する財務諸表の承認の 日	
第四十二條	中期目標管理法人の中期計画におい て第三十條第二項第五号の計画を定 めた場合、国立研究開発法人の中長 期計画において第三十五條の五第二 項第五号の計画を定めた場合又は行 政執行法人の事業計画において第三 十五條の十第三項第五号		機構法第二十八條第一項に規定する 中期計画（以下「中期計画」という。） において同条第二項第六号	
	これらの		その	
第四十六條の二第 二項ただし書	中期目標管理法人の中期計画におい て第三十條第二項第五号の計画を定 めた場合、国立研究開発法人の中長 期計画において第三十五條の五第二 項第五号の計画を定めた場合又は行 政執行法人の事業計画において第三 十五條の十第三項第五号		中期計画において機構法第二十八條 第二項第六号	
	これらの		その	
第四十八條ただし 書	中期目標管理法人の中期計画におい て第三十條第二項第六号の計画を定 めた場合、国立研究開発法人の中長 期計画において第三十五條の五第二 項第六号の計画を定めた場合又は行 政執行法人の事業計画において第三 十五條の十第三項第六号		中期計画において機構法第二十八條 第二項第七号	
	これらの		その	
第五十條の四第二 項第一号	政令		厚生労働省令	
	の研究者		において専ら研究又は教育に従事す る者	
第五十條の四第二 項第三号	研究に		研究又は教育に	
	第三十二條第一項		機構法第三十條第一項	
第五十條の四第二 項第五号	第三十五條第一項		機構法第三十二條第一項	
	政令		厚生労働省令	
第五十條の四第三 項	政令		厚生労働省令	
	総務大臣		厚生労働大臣	
第五十條の四第四 項	政令		厚生労働省令	
	この法律、個別法		機構法	
第五十條の六、第 五十條の七第一 項、第五十條の八 第三項及び第五十 條の九	政令		厚生労働省令	
	この法律、個別法		厚生労働省令	

(財務大臣との協議)

第四十四条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十七条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第二十八条第一項、第三十六条第一項ただし書、第二項ただし書、第四項、第五項若しくは第八項、第三十八条又は前条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

三 第三十四条第三項又は第三十五条第一項の規定による承認をしようとするとき。

四 前条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第四十六条の第二項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするとき。

五 前条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(財政上の配慮)

第四十五条 国は、機構の業務の特性に鑑み、機構における研究開発の進捗状況を踏まえつつ、機構の研究開発を行う能力の強化並びにその研究開発の効果的な推進及びその成果の普及を図るため、必要な財政上の配慮をするものとする。

(他の法令の準用)

第四十六条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

(解散)

第四十七条 機構の解散については、別に法律で定める。

第八章 罰則

第四十八条 第二十一条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律(第四十三条において読み替えて準用する独立行政法人通則法の規定を含む。次号において同じ。)の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により厚生労働大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第十条第五項若しくは第六項又は第四十三条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

五 第二十三条第一項及び第二十五条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

六 第二十八条第三項、第三十条第九項、第四十条又は第四十一条の規定による命令に違反したとき。

七 第三十条第三項又は第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

八 第三十三条第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告又は会計監査報告を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

九 第四十三条において準用する独立行政法人

通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

十 第四十三条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十一 第四十三条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附 則

2 機構の子法人の役員が第十条第七項又は第四十三条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

第五十一条 第五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条から附則第四条まで並びに附則第十二条第三項及び第四項、第十六条第四項及び第五項、第十七条第二項及び第三項並びに第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(理事長等となるべき者の指名等)

第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者は、厚生労働大臣の認可を受けて機構の副理事長となるべき者及び理事となるべき者を指名する。

3 前二項の規定により指名された理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者は、機構の成立の時にあって、第十一条第一項及び第二項の規定により、それぞれ理事長、副理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

4 第十二条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、第十一条第一項の規定により理事長

となるべき者としてより適切と認める者を任命するため特に必要があると認めるときは、前項の規定により機構の成立の時にあって任命されたものとされる理事長の任期を、任命の日から、中期目標の期間の初日から三年を経過する日までとすることが出来る。

(設立委員等)

第三条 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、業務方法書、制裁規程その他厚生労働省令で定める規則を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の規定によりした厚生労働大臣の認可は、厚生労働省令で定めるところにより、施行日において、第二十二條第一項、第二十六條第一項その他厚生労働省令で定める規定によりした厚生労働大臣の認可とみなす。

4 設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(健康・医療戦略推進本部等への意見聴取等)

第四条 厚生労働大臣は、最初の中期目標の策定に必要な準備として、施行日前においても健康・医療戦略推進本部、独立行政法人評価制度委員会及び研究開発審議会の意見を聴くこと並びに財務大臣との協議を行うことができる。

(機構の成立)

第五条 機構は、この法律の施行の時に成立する。

2 機構は、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(職員の引継ぎ等)

第六条 機構の成立の際現に厚生労働省の機関で政令で定めるものの職員である者は、厚生労働

大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。

第七条 前条の規定により機構の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことみなす。

第八条 附則第六条の規定により厚生労働省の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二條第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続きいた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 機構の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職する者が、附則第六条の規定により引き続き機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き機構の職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 機構は、機構の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職し、附則第六条の規定により

引き続き機構の職員となつた者のうち機構の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであつて、その退職した日まで厚生労働省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができないものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第九条 附則第六条の規定により機構の職員となつた者であつて、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七條第一項(同法附則第二條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第二條第一項の給付(以下この条において「特別給付」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特別給付の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特別給付の支給は、同法第八條第二項(同法附則第二條第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

第十条 施行日の前日に附則第六条の政令で定める厚生労働省の機関の職員として在職する者(同日において国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第八十八号)第三條第一項の規定により厚生労働省に属する同法第二條第一項第一

号に規定する職員をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この項及び第三項において「厚生労働省共済組合」という。)の組合員であるものに限り、が施行日において引き続き機構の役員又は職員(同法第二百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。以下この条において「役員職員」という。)となる場合であつて、かつ、引き続き施行日以後において機構の役員職員である場合には、同法の規定の適用については、当該役員職員は、施行日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があるとして厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに厚生労働省共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続き当該役員職員である期間厚生労働省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する機構の役員職員が同項に規定する期限内に同項の申出を行うことなく死亡した場合においては、その申出は、当該期限内に当該役員職員の遺族(国家公務員共済組合法第二條第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。)がすることが出来る。

3 施行日の前日において附則第六条の政令で定める厚生労働省の機関の職員として在職する者(同日において厚生労働省共済組合の組合員であるものに限る。)が施行日において引き続き機構の役員となる場合であつて、かつ、当該役員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行なかつた場合には、当該役員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に同法第二條第一項第四号に規定する退職をしたものとみなす。

(機構の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第十一條 機構の成立の際現に存する国家公務員法第八條の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第六条の規

定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二條及び第五條第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二條ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)

第十二條 機構の成立の際、第二十三條第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、機構に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定一種病原体等所持者に係る権利義務の承継等)

第十三條 施行日の前日において附則第六条の政

令で定める厚生労働省の機関であつて感染症法第五十六條の第三項の規定による特定一種病原体等所持者の指定を受けているもの(以下この条において「指定機関」という。)があるときは、機構は、その成立の時に同項の規定による特定一種病原体等所持者の指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定機関が所持していた特定一種病原体等(感染症法第五十六條の第三項第一号に規定する特定一種病原体等)をいう。次項において同じ。は、感染症法第五十六條の五の規定にかかわらず、機構の成立の時に機構が譲り受けるものとする。

2 前項の場合において、機構は、この法律の施行前に国の責任において指定機関が行つてきた特定一種病原体等に係る試験研究について、その社会的必要性及び重要性に鑑み、国の監督指導の下で試験研究を実施するものとする。
(国有財産の無償使用)

第十四条 国は、機構の成立の際に附則第六條の政令で定める厚生労働省の機関に使用されている国有財産及び当該機関に属する者の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に關する経過措置)

第十五条 機構の成立の際に係属している附則第六條の政令で定める厚生労働省の機関の所掌事務に關する訴訟事件又は非訟事件であつて機構が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、機構を国の利害に係る訴訟について法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)に規定する国又は行政庁とみなし、同法を適用する。

(国立国際医療研究センターの解散等)
第十六条 国立研究開発法人国立国際医療研究センター(以下「国立国際医療研究センター」という。)は、この法律の施行の時に解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて機構が承継する。

2 この法律の施行の際に国立国際医療研究センターが有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国立国際医療研究センターの解散の日の前日を含む事業年度(同日が三月三十一日である場合の当該事業年度を除く。)は、独立行政法人通則法第三十六條第一項の規定にかかわらず、国立国際医療研究センターの解散の日の前日に終わるものとする。

5 国立国際医療研究センターの解散の日の前日を含む中長期目標の期間(独立行政法人通則法第三十五條の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間をいう。以下この条において同じ。)は、同日に終わるものとする。

6 国立国際医療研究センターの解散の日の前日を含む事業年度及び中長期目標の期間における業務の実績に關する評価については、独立行政法人通則法第三十五條の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定による評価は機構が受けるものとし、同条第三項の規定による報告書の提出及び公表は機構が行うものとし、同条第七項前段の規定による通知及び同条第九項の規定による命令は機構に対してなされるものとする。

7 国立国際医療研究センターの解散の日の前日を含む事業年度に係る独立行政法人通則法第三

十八條の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、機構が行うものとする。

8 国立国際医療研究センターの解散の日の前日を含む事業年度における独立行政法人通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に關する業務は、機構が行うものとする。

9 前項の規定による処理において、独立行政法人通則法第四十四條第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、機構が行うものとする。この場合において、国立国際医療研究センターに対する国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律(令和五年法律第 号)第十三條の規定による改正前の高度専門医療国立研究開発法人法(以下「旧高度専門医療国立研究開発法人法」という。)第二十條の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有するものとし、同条第一項中「通則法第三十五條の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項において「中長期目標の期間」という。)の最後」とあるのは「国立研究開発法人国立国際医療研究センターの解散の日の前日を含む」と、同条中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五條の五第一項の認可を受けた中長期計画とあるのは「国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第 号)の施行の日を含む同法第二十七條第一項に規定する中長期目標の期間に係る同法第二十八條第一項の認可を受けた中期計画」と、一次の中長期目標の期間における当該国立高度専門医療研究センターが行う第十三條から前条まで第十八條の二を法第二十三條第一項及び第二十五條とする。

10 第一項の規定により国立国際医療研究セン

ターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(機構への出資)

第十七条 前条第一項の規定により機構が国立国際医療研究センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(同条第九項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替へて適用される旧高度専門医療国立研究開発法人法第二十條第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(国立国際医療研究センターの職員から引き続き機構の職員となつた者の退職手当の取扱いに關する経過措置)

第十八条 機構は、施行日の前日に国立国際医療研究センターの職員として在職する者(高度専門医療国立研究開発法人法附則第五條第一項の規定の適用を受けた者に限る。)で引き続き機構の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二條第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続き在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が高度専門医療国立研究開発法人法の施行の日以後に旧高度専門医療国立研究開発法人法第三條の二に規定する国立高度専門医療研究センター(次項において「国立高度専門医療研究センター」という。)を退職し

たことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

2 施行日の前日に国立国際医療研究センターの職員として在職する者（高度専門医療国立研究開発法人法附則第五項の規定の適用を受けた者であつて、高度専門医療国立研究開発法人法の施行の日以後引き続き国立高度専門医療研究センターの職員として在職する者に限る。）が、引き続き機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き国立公務員退職手当法第二項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の高度専門医療国立研究開発法人法の施行の日以後の国立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間及び機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が高度専門医療国立研究開発法人

人法の施行の日以後に国立高度専門医療研究センター又は機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（国立国際医療研究センターに属する者の住居の用に供されている国有財産の無償使用）

第十九条 国は、機構の成立の際現に国立国際医療研究センターに属する者の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。（機構の役員又は職員についての独立行政法人通則法の適用に関する経過措置）

第二十条 機構の役員又は職員についての第四十三条において準用する独立行政法人通則法第五十条の四第一項、第二項第四号及び第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十三条において準用する独立行政法人通則法第五十条の四第一項	を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的	（国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第 号。以下「機構法」という。）附則第十六条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「旧国立国際医療研究センター」という。）の役員又は職員（非常勤の者を除く。）であつた者を含む。以下同じ。）を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的
第四十三条において準用する独立行政法人通則法第五十条の四第二項第四号	の組織	（旧国立国際医療研究センターを含む。）の組織

第四十三条において準用する独立行政法人通則法第五十条の四第六項	したこと	したこと（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号。以下「高度専門医療国立研究開発法人法」という。）又は旧国立国際医療研究センターが定めていた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則（以下この項において「旧国立国際医療研究センター規則」という。）に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。）
させたこと	させたこと	させたこと（旧国立国際医療研究センターの役員又は職員に高度専門医療国立研究開発法人法その他の法令又は旧国立国際医療研究センター規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。）
であつた者	であつた者	であつた者（旧国立国際医療研究センターの役員又は職員であつた者を含む。）
定めるもの	定めるもの	定めるもの（離職前五年間に在職していた旧国立国際医療研究センターの内部組織として厚生労働省令で定めるものが行つていた業務を行う機構の内部組織として厚生労働省令で定めるものを含む。）
第四十三条において準用する独立行政法人通則法第五十条の六第二号	の役員又は管理	（旧国立国際医療研究センターを含む。）の役員又は管理
第四十三条において準用する独立行政法人通則法第五十条の六第三号	と営利企業等	（旧国立国際医療研究センターを含む。以下この号において同じ。）と営利企業等

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に国立健康危機管理研究機構という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(外部理事の任命に関する経過措置)

第二十三条 機構の成立の日から遡って十年間において、附則第六条の政令で定める厚生労働省の機関の職員又は国立国際医療研究センターの役員(監事を除く。)若しくは職員であつた者は、第七条第一号に規定する機構の役員であつたものとみなして同号及び同条第二号の規定を適用する。

2 機構の成立の日から遡って十年間において、

国立国際医療研究センターの監事又は会計監査人(会計監査人が法人であるときは、その職務を行うべき社員)であつた者は、第七条第二号に規定する機構の監事又は会計監査人であつたものとみなして同号の規定を適用する。この場合において、同号中「機構の役員又は機構の子法人の業務執行取締役等」とあるのは、「機構の役員若しくは機構の子法人の業務執行取締役等、附則第六条の政令で定める厚生労働省の機関の職員又は国立研究開発法人国立国際医療研究センターの役員(監事を除く。)若しくは職員」とする。

(事業年度に関する経過措置)

第二十三条 機構の最初の事業年度は、第四十三条において準用する独立行政法人通則法第三十六条第一項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

(年度計画に関する経過措置)

第二十四条 機構の最初の事業年度の第二十九条に規定する業務運営に関する計画については、同条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(調整規定)

第二十五条 この法律の施行の日が刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第四十八条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第二十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

審査報告書

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和五年五月三十日

厚生労働委員長 山田 宏

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立健康危機管理研究機構法の施行に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他関係法律について、所要の規定の整備を行うこととするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に要する経費は、国立健康危機管理研究機構の設立に対応して令和六年度以降の予算において計上される予定である。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、国立健康危機管理研究機構(以下「機構」という。)は、内閣感染症危機管理統括庁及び厚生労働省と常時情報を共有するなど、緊密な連携を確保すること。

二、現に国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターが行っている業務が機構設立後も確実に行われるよう措置するとともに、機構の研究開発能力の向上及び人材確保に資するために、必要な予算を確保すること。また、両機関の職員の待遇が統合に伴って低下することがないように取り組むこと。

三、機構が将来の感染症有事において安全かつ有効な治療薬・ワクチンの迅速な開発に資する臨床研究に取り組むことができるよう、機構及び関係医療機関の臨床機能強化及びネットワーク強化のための措置を講ずること。

四、政府が機構へ指示又は監督を行うに際しては、機構が提供する科学的知見の客観性を損なうことがないように十分に留意すること。また、

政府が感染症対策に係る政策決定を行う際には、機構が提供する科学的知見との関係性について、国民に対して丁寧な説明を行うこと。

五、政府は、機構が提供する科学的知見のみならず、政策提言についても積極的に受け入れ検討すること。

六、地方自治体の感染症対応能力の更なる強化のための方策について早急に検討を行うとともに、地方衛生研究所間の能力の格差を是正するために予算措置を含め必要な支援を行うこと。右決議する。

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和五年五月十八日

衆議院議長 細田 博之

参議院議長 尾辻 秀久殿

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律
(船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正)

第一条 次に掲げる法律の規定中

国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	開発法人に関する
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	十三号)
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	

する研究等を行う国立研究
法律(平成二十年法律第九

する研究等を行う国立研究
法律(平成二十年法律第九

に改める。

を

国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関 開発法人に関する 十三号)
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究セ ンター	
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	

一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)別
表第一

二 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律
第二百二十八号)別表第二

(地域保健法の一部改正)

第二条 地域保健法(昭和二十二年法律第一百一十
号)の一部を次のように改正する。

第二十六条に次の二項を加える。

前項に規定する業務を行う第五条第一項に
規定する地方公共団体の機関(当該地方公共
団体が当該業務を他の機関に行わせる場合
は、当該機関。次項において「地方衛生研究
所等」という。)は、感染症の発生を予防し、
及びそのまん延の防止を図り、もつて地域住
民の健康の保持及び増進に寄与するため、当
該業務により得た感染症その他の疾患に係る
情報並びに病原体及び毒素について、国立健
康危機管理研究機構が行う国立健康危機管理

国立健康危機管理研究機構

国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第
号)

(医療法の一部改正)

第四条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の
一部を次のように改正する。

第七条の二第七項中「もの」の下に「及び国立
健康危機管理研究機構」を加える。

(土地収用法の一部改正)

第五条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十
九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十四号中、「国立研究開発法人国
立国際医療研究センター」を削り、「国立研究開
発法人国立長寿医療研究センター」の下に、「国
立健康危機管理研究機構」を加え、同条第三十
四号の三中、「国立研究開発法人国立国際医療
研究センター」を削り、「若しくは第三号、第十
七条第一号又は第十八条第一号」を「又は第十七
条第一号」に改め、同号の次に次の一号を加え
る。

三十四の四 国立健康危機管理研究機構が国
立健康危機管理研究機構法(令和五年法律
第 号)第二十三条第一項第一号、第

国立健康危機管理研究機構

国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第
号)

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療
に関する法律の一部改正)

第八条 感染症の予防及び感染症の患者に対する
医療に関する法律(平成十年法律第一百四号)の
一部を次のように改正する。

第五十六条の三第二項中「その他」を「国立
健康危機管理研究機構その他」に改める。

第五十六条の三十九第三項中「国立研究開発
法人国立国際医療研究センター」を「国立健康危
機管理研究機構」に改める。

第六十五条の三の次に次の二条を加える。

三号、第五号、第六号、第八号から第十号
まで又は第十四号に掲げる業務の用に供す
る施設

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律及び放射性同位元素等の規制に関す
る法律の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中、「その」を「そ
の」に改め、「もの」の下に「及び国立健康危機管
理研究機構」を加える。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制
に関する法律(昭和三十三年法律第六十六
号)(第七十五条第三項

二 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭
和三十三年法律第六十七号)第四十九条第
二項

(行政事件訴訟法の一部改正)

第七条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百
三十九号)の一部を次のように改正する。

別表原子力損害賠償・廃炉等支援機構の項の
次に次のように加える。

(機構への事務の委託)

第六十五条の四 厚生労働大臣は、国立健康危
機管理研究機構(以下この条及び次条におい
て「機構」という。)に、次に掲げる事務を行わ
せるものとする。ただし、報告又は届出の受
理以外の事務については、厚生労働大臣が自
ら行うことを妨げない。

一 第十二条第二項(同条第四項、第九項及
び第十項において準用する場合を含む。)の
規定による事務

二 第十三条第三項(同条第五項及び第七項

4 指示するものとする。

機構は、前項の規定による指示に従って検

令和五年五月三十一日 参議院會議録第二十七号

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

二四

体の採取等を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 第二項の規定により機構の職員が質問又は調査を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 機構が行う第一項又は第二項に規定する検体の採取、検体若しくは感染症の病原体の収去又は調査に係る処分については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに

第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

7 前各項に定めるもののほか、機構による検体の採取等の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第九条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一原子力損害賠償・廃炉等支援機構の項の次に次のように加える。

国立健康危機管理研究機構

国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第 号)

(食品安全基本法の一部改正)

第十条 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「独立行政法人」の下に「その他特別の法律により設立された法人を加える。

第二十七条第三項中「第十二条」の下に「若しくは国立健康危機管理研究機構法(令和五年法

律第 号)第四十条」を加える。

第十一条 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一原子力損害賠償・廃炉等支援機構の項の次に次のように加える。

国立健康危機管理研究機構

国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第 号)

別表第二国立研究開発法人の項の次に次のように加える。

国立健康危機管理研究機構

国立健康危機管理研究機構法

(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正)

第十二条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「研究開発法人に対する」を「研究開発独立行政法人に対する」に改める。

第二条第九項中「という。」の下に「又は特殊

に改める。

第三十三条、第三十四条の四第三項、第三十四条の五(見出しを含む。)、第三十四条の六の見出し並びに同条第一項及び第二項、第七章の章名、第四十八条並びに第五十二条中「研究開発法人」を「研究開発独立行政法人」に改める。

別表第一中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次の一号を加える。

第三十六 国立健康危機管理研究機構

別表第三中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げる。

(高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律の一部改正)

第十三条 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第三条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第五条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十六条を削る。

第十七条中「第三条第五項」を「第三条第四項」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条中「第三条第六項」を「第三条第五項」に改め、同条を第十七条とし、第十八条の二を第十八条とする。

第十九条中「第十八条」を「第十七条」に改める。

第二十条第一項中「第十八条の二」を「第十八条」に改める。

第二十四条第一項中「第十七条第一号若しくは第二号又は第十八条第一号」を「又は第十七条第一号」に改める。

第三十条第一号中「国立国際医療研究センター」にあっては「第十六条及び第十九条」を削り、「第十七条」を「第十六条」に、「第十八条」を「第十七条」に改める。

附則第五條第三項中「の職員としての」を「国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第 号)附則第十六条第一項の規定により解散した旧国立国際医療研究センターを含む。以下この項において同じ。」の職員としての」に、「同項」を「国家公務員退職手当法第二條第一項」に改める。

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第十四条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一原子力損害賠償・廃炉等支援機構の項の次に次のように加える。

国立健康危機管理研究機構

国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第 号)

(新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正)

第十五条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「いう。」の下に「国立健康危機管理研究機構」を加える。

第六条第二項第二号ハ中「第十六条第八項」を「第十六条第九項」に改める。

第十三条第一項中「及び地方公共団体」を「地方公共団体及び国立健康危機管理研究機構」に改める。

第十六条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、同条第十項中「第十二項」を

「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 政府対策本部は、必要があると認めるときは、国立健康危機管理研究機構の長その他の役員又は職員を政府対策本部の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

第十六条に次の一項を加える。

14 第八項の規定は、政府現地対策本部について準用する。

第二十條第三項中「並びに都道府県知事等」を「都道府県知事等並びに国立健康危機管理研究機構」に改める。

第三十三條第一項中「並びに都道府県知事等」を「国立健康危機管理研究機構」に改め、「都道府県知事等並びに」を削る。

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第一号中「日本年金機構」の下に「国立健康危機管理研究機構」を加える。

第七十二條の四第一項第三号及び第七十三條の三第一項中「及び福島国際研究教育機構」を「福島国際研究教育機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。

理研究機構」に改める。

第四百八十八條第一項中「及び日本年金機構」を「日本年金機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。

第二百九十六條第一項第一号中「日本年金機構」の下に「国立健康危機管理研究機構」を加える。

第三百四十八條第六項中「及び福島国際研究教育機構」を「福島国際研究教育機構」に、「に対して」を「及び国立健康危機管理研究機構が所有する固定資産(国立健康危機管理研究機構以外の方が使用しているものを除く。)に対して」に改める。

第四百四十五條第一項中「及び日本年金機構」を「日本年金機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。

第七百二條の二第二項中「及び福島国際研究教育機構」を「福島国際研究教育機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十七條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一国民年金基金及び国民年金基金連合会の項の次に次のように加える。

(登録免許税法の一部改正)

第二十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二港務局の項の次に次のように加える。

国立健康危機管理研究機構 (号)

(消費税法の一部改正)

第二十一条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表国民年金基金及び国民年金基金連合会の項の次に次のように加える。

国立健康危機管理研究機構

国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第 号)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第 号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則

第五条の規定は、公布の日から施行する。

(国立国際医療研究センター)の役員から引き続き国立健康危機管理研究機構の役員となった者についての国家公務員共済組合法の適用に関する経過措置)

第二条 施行日の前日に国立研究開発法人国立国際医療研究センター(以下「国立国際医療研究センター」という。)の役員又は職員として在職する者(同日において国家公務員共済組合法第百二十四条の三の規定により読み替えて適用する同法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人のうち国家公務員共済組合法別表第二に掲げるものの同法第百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされる者)をもって組織された国家公務員共済組合(以下この項及び第三項において「厚生労働省第二共済組合」という。)の組合員であるものに限り、施行日において引き続き国立健康危機管理研究機構

の役員又は職員(同条の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。以下この条において「機構の役員」という。)となる場合であつて、かつ、引き続き施行日以後において機構の役員である場合には、同法の規定の適用については、当該機構の役員は、施行日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があるとして厚生労働省第二共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに厚生労働省第二共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続き当該機構の役員である期間厚生労働省第二共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する機構の役員が同項に規定する期限内に同項の申出を行うことなく死亡した場合においては、その申出は、当該期限内に当該機構の職員の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者)に限る。次項において同じ。がすることができる。

3 施行日の前日に国立国際医療研究センターの役員又は職員として在職する者(同日において厚生労働省第二共済組合の組合員であるものに限り、施行日において引き続き機構の役員となる場合であつて、かつ、当該機構の役員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかった場合には、当該

国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第 号)
(法人税法の一部改正)	
第十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。	
別表第一港務局の項の次に次のように加える。	
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第 号)
(印紙税法の一部改正)	
第十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。	
別表第二港務局の項の次に次のように加える。	
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第 号)

機構の役職員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に同法第二条第一項第四号に規定する退職をしたものとみなす。

(国立国際医療研究センター)の役員又は職員であつた者に係る秘密保持義務に関する経過措置)

第三条 国立国際医療研究センターの役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

孤独・孤立対策推進法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和五年五月三十日

内閣委員長 古賀友一郎
参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項、孤独・孤立対策推進本部の設置等について

定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 孤独・孤立対策においては、NPO、社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等当事者等への支援を行う者の活動が果たす役割の重要性を踏まえつつ、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるよう、国や地方公共団体、関係者の連携と協働の促進を図ること。

二 NPO等の活動をきめ細かく支援する観点から、NPO等の活動の支援に必要な予算の安定的な確保に努めるとともに、複数年契約の活用等によるNPO等の安定的な活動を実現するため、十分な環境整備を行うこと。

三 国民の理解の増進等に関する施策を行う際には、社会のあらゆる分野において必要な啓発活動を積極的に行うこと。

四 相談支援体制の整備については、当事者等が相談しやすい環境を整備することの重要性を踏まえて行うこと。

五 地方公共団体等の孤独・孤立対策に係る施策を行うための支援の在り方について、政府は地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で検討を行い、その施策が円滑に実施されるよう、ガイドラインの作成等により、地方公共団体に対して必要な情報提供を行うこと。

六 孤独・孤立対策重点計画に定める各施策の評価及び検証を適切に実施するとともに、それを踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について適宜見直しを行うこと。

右決議する。

孤独・孤立対策推進法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和五年四月二十七日

衆議院議長 細田 博之
参議院議長 尾辻 秀久殿

孤独・孤立対策推進法案

孤独・孤立対策推進法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 孤独・孤立対策に関する施策(第八条―第十九条)

第三章 孤独・孤立対策推進本部(第二十条―第二十七条)

第四章 罰則(第二十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会の変化により個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態(以下「孤独・孤立の状態」という。)にある者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組(以下「孤独・孤立対策」という。)について、その基本理念、国等の責務及び施策の基本となる事項を定めるとともに、孤独・孤立対策推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 孤独・孤立対策は、次に掲げる事項を基

本理念として行われなければならない。

一 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会の変化により孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻な状況にあることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であることを旨とすること。

二 孤独・孤立の状態となる要因及び孤独・孤立の状態が多様であることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者及びその家族等(以下「当事者等」という。)の立場に立つて、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるようにすることを旨とすること。

三 当事者等に対しては、その意向に沿つて当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われるようにすることを旨とすること。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(次条及び第六条において「基本理念」という。)にのっとり、孤独・孤立対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の努力)

第五条 国民は、孤独・孤立の状態にある者に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体を実施する孤独・孤立対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係者の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、孤独・孤立対策に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 孤独・孤立対策に関する施策

(孤独・孤立対策の重点計画)

第八条 孤独・孤立対策推進本部は、孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画(以下この条及び第二十一条第一項第一号において「孤独・孤立対策重点計画」という。)を作成しなければならない。

2 孤独・孤立対策重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針

二 孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 孤独・孤立対策重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 孤独・孤立対策推進本部は、第一項の規定により孤独・孤立対策重点計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 孤独・孤立対策推進本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果を遅滞なく公表しなければならない。

(国民の理解の増進等)

第九条 国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解

令和五年五月三十一日 参議院会議録第二十七号

孤独・孤立対策推進法案

と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(相談支援)

第十条 国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(協議の促進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることに より、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進を図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十二条 国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援)

第十三条 国は、孤独・孤立対策に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び当事者等への支援を行う者が行う孤独・孤立対策に係る活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十四条 国は、孤独・孤立の状態にある者の実態に関する調査研究その他の孤独・孤立対策に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(孤独・孤立対策地域協議会)

第十五条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推

進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援(以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。)に係る機関及び団体、支援に係る職務に従事する者その他の関係者(次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。)により構成される孤独・孤立対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第十六条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等(次項及び次条において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、支援の対象となる当事者等に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(協議会の孤独・孤立対策調整機関)

第十七条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り孤独・孤立対策調整機関(次項及び次条において「調整機関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の

構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(秘密保持義務)

第十八条 協議会の事務(調整機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第十九条 第十五条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 孤独・孤立対策推進本部

(設置)

第二十条 内閣府に、特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)

第二十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 孤独・孤立対策重点計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策に関する重要な事項について審議すること。

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体、協議会又は関係機関等の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十二条 本部は、孤独・孤立対策推進本部長、孤独・孤立対策推進副本部長及び孤独・孤立対策推進本部員をもって組織する。

(孤独・孤立対策推進本部長)

第二十三条 本部の長は、孤独・孤立対策推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

二七

(孤独・孤立対策推進副部長)

第二十四条 本部に、孤独・孤立対策推進副部長(長次項及び次条第二項において「副部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第三十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもつて充てる。

2 副部長は、部長の職務を助ける。

(孤独・孤立対策推進本部員)

第二十五条 本部に、孤独・孤立対策推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 総務大臣
- 二 法務大臣
- 三 文部科学大臣
- 四 厚生労働大臣
- 五 農林水産大臣
- 六 国土交通大臣
- 七 環境大臣
- 八 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十七条 第二十条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 罰則

第二十八条 第十八条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における第二十八条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

三十四 孤独・孤立対策(孤独・孤立対策推進法(令和五年法律第 号)第一条に規定するものをいう。第三項第二十七号の五において同じ。)の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の三の次に次の二号を加える。

二十七の四 孤独・孤立対策重点計画(孤独・孤立対策推進法第八条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

二十七の五 前号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策の推進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。

第四十条第三項の表民間資金等活用事業推進会議の項の次に次のように加える。

孤独・孤立対策推進本部 孤独・孤立対策推進法

審査報告書

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。令和五年五月三十日

国土交通委員長 蓮 舫
参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高速道路その他の料金を徴収する道路の適正な管理及び機能の強化を図るため、高速道路の料金の徴収期間の満了の日の延長、地方道路公社等が二以上の道路を一の道路として料金を徴収する特例の拡充、道路の通行等に係る料金徴収の対象の明確化、高速道路において通行者等の利便の確保に資する施設と一体的に整備する自動車駐車場に係る貸付制度の創設等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法律施行のため、令和五年度一般会計予算(国土交通省所管)に高速道路自動車駐車場整備事業費補助として百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 本法施行後に追加する更新等のための事業については、協定変更時における点検技術等を前提に、償還計画の前提となる高速道路の維持管理、更新等のライフサイクルコストの算定及び推計の妥当性、費用対効果の観点から評価し、必要かつ合理的なもののみを対象とすることもに、その評価結果を随時公表すること。また、高速道路の暫定二車線区間の四車線化に当たっては、審議会等を通じて当該事業の実施の必要性について検討すること。

二 老朽化した高速道路の維持管理、更新については、人口減少その他の社会経済情勢の変化を踏まえた持続可能な整備の方向性について、本法施行後五年以内を目途として、検討すること。

三 高速道路のサービスエリア・パーキングエリアについては、大型車用を始めとする駐車スペースを十分に確保するとともに、電動車の増加に対応できるよう急速充電器や水素ステーション等のインフラ整備を計画的に推進すること。

四 高速道路の維持管理の重要性が増大する中、本法施行後五年以内を目途として、利用者の料金負担の抑制と利便性の向上に貢献し、ライフサイクルコストを最小化する観点から、道路整

会社等又は有料道路管理者は、次の表の上欄に掲げる自動車等の運転者等から徴収できなかった料金の請求のため当該運転者等を特定する必要があると認めるときは、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる事項のうち当該運転者等を特定するために必要なものとして国土交通省令で定めるものに係る情報の提供を求めることができる。

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車	国土交通大臣(同法第七十四条の四の規定により同法第七十二条第一項の規定を読み替えて適用する場合にあつては、軽自動車検査協会は、	同法第七十二条第一項(同法第七十四条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項
道路運送車両法第三条に規定する小型自動車で二輪のもの	国土交通大臣	同法第七十二条第一項に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されている事項

道路運送車両法第五十八條第一項に規定する検査対象外軽自動車
同法第九十七條の三第一項の規定による届出に係る事項

第五十九條中「道路を通行した」を削り、「の運転者」を「を」を通行させた運転者に改める。
(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正)

第二条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、自動車駐車場(高速道路に附属する道路の附属物(道路法第二條第二項に規定する道路の附属物をいう。)であるものに限る。)の整備(高速道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設の整備と一体的に行うものに限る。)に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

第十三條第一項中「あらかじめ」を削り、同項第三号中「特定更新等工事」を「先行特定更新等工事(特定更新等工事のうち、令和四十七年九月三十日においても当該高速道路の構造が通常有すべき安全性を有していることとなることを確保するために必要と認められるものをいう。以下同じ。)」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 後行特定更新等工事(特定更新等工事のうち、当該高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日においてもその構造が通常有すべき安全性を有していることとなることを確保するために必要と認められるものをいう。以下同じ。)の内容

第十三條第四項中「第一項第七号」を「第一項第八号」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第八号の貸付期間は、当該協定を締結する日(次項の規定により当該協定の変更をするときは、当該変更をする日)から起算して五十年以内でなければならない。

第十四條第一項中「すべて」を「全て」に、「これを變更しようとする」を「当該協定を變更した」に改め、同項第三号中「特定更新等工事」を「先行特定更新等工事」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 後行特定更新等工事の内容
第十四條第二項中「第七号」を「第八号」に改め、同条第四項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「特定更新等工事」を「後行特定更新等工事」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 先行特定更新等工事により、令和四十七

年九月三十日においても当該高速道路の構造が通常有すべき安全性を有していることとなる見込まれるものであること。
第十四條第五項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十五條第一項中「及び第六号」を「から第七号までに改め、同条第二項中「第十二條第一項第七号」を「第十二條第一項第八号」に改める。

第二十六條第一項中「第十二條第一項第九号」を「第十二條第一項第十号」に改める。

第二十七條第一項第一号中「第四号、第五号及び第八号」を「第五号、第六号及び第九号」に改める。

第三十一條第一項中「平成七十七年九月三十日」を「令和九十七年九月三十日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条(道路整備特別措置法第二十三條第三項の改正規定、同法第二十四條の改正規定及び同法第五十九條の改正規定を除く。)の規定並びに附則第五条及び第八条(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十八條第十三項の改正規定(第二十一條第四項)を「第十一條第五項」に改める部分を除く。)を除く。)の規定は、公布の日から施行する。

(道路整備特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の道路整備特別措置法(以下この条において「新道路整備特別措置法」という。)第二十四條第五項の規定は、同項に規定する自動車がこの法律の施行の日(次条及び附則第四条において「施行日」という。)以後に新道路整備特別措置法第二十四條第

三項に規定する道路の通行を開始する場合について適用する。

(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に第二條の規定による改正前の

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十三條第一項又は第五項の規定により締結され又は變更された協定については、第二條の規定による改正後の独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(以下この条において「新機構法」という。)第十三條第六項の規定にかかわらず、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、施行日から起算して一年を経過する日までに、新機構法第十三條第一項第四号に掲げる事項をその内容に含み、かつ、同条第五項の規定に適合するものとなるようその変更をするものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第七条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項第一号及び第十項第二号中「第十三條第一項第八号」を「第十三條第一項第九号」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第八条 構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

第二十八条第八項中「第四項又は」を「第五項又は」に改め、同条第十三項中「第二十五条第一項及び」を「及び第五項、第二十五条第一項並びに」に、「及び第二項」を「第二項及び第五項」に、「料金を徴収される」とあるのは「利用料金を徴収される」を「同条第五項中「会社等又は有料道路管理者」とあるのは「公社管理道路運営権者に」、「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

審査報告書

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和五年五月三十日

経済産業委員長 吉川 沙織

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国における脱炭素社会の実現に向けて、非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ電気の安定供給を確保するため、電気の安定供給の確保等の観点から発電用原子炉の運転期間を定めるとともに、その設置者に対し、長期間運転する発電用原子炉施設に関する技術的な評価の実施及び管理計画の作成を義務付けるほか、使用済燃料再処理機構の業務への廃炉の推進に関する業務の追加、再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しに伴う交付金の返還命令の創設その他の規律の強化等の措

置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 安全確保を大前提とした原子力施設の研究や運営・保守管理、廃止措置等、原子力の安全のための施策が長期にわたって必要となることを踏まえ、原子力事業者を取り巻く経営環境にかかわらず、施設の安全性の向上、バックエンド事業の着実な実施等に事業者が確実に取り組むことができるよう、必要な人材の確保及び技術の維持・強化等に向けた事業環境の整備を進めること。

二 原子力規制委員会及び原子力規制庁は、事業者に規制基準を遵守するよう求める立場であること、規制と利用の分離の重要性に鑑み、組織内部のガバナンス強化、マネジメントの検証、改善等に取り組むこと、主権性をもって制度の運用に当たるとともに、その検証結果や取組状況等を公表すること。

三 原子力事業者が原子力施設の安全性を確保するために必要な投資を行うことその他の安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備するための施策については、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用しつつ、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減することとした第六次エネルギー基本計画との整合性を図ること。

四 今後、三十年を超えて運転する発電用原子炉について、長期施設管理計画等の審査が行われることにより原子力規制委員会の業務が増大す

る中においても、再稼働等に係る審査業務の円滑化を図ることができるよう、原子力規制委員会は、審査業務の効率化及び審査体制の充実等に努めるとともに、事業者等とのコミュニケーションを適切かつ積極的に進め、手戻りのないよう努めること。その際、事業者等との打ち合わせ等の議事録や会議資料は、国民に説明できるように、整理し、保存に努めること。

五 発電用原子炉の運転期間の除外期間を算定する基準を具体化するに当たっては、原子力規制委員会による適合性審査や、事業者による産業全体の取組において示されている科学的な見地からの意見等も念頭に置きながら、分かりやすいものとなるように策定するよう努めること。

六 原子力発電所の廃炉は長期間を要することを踏まえ、今後本格化していく廃炉の円滑かつ着実な実施を推進していくために必要な措置を講ずること。特に、廃炉に伴う放射性廃棄物について、処分場の確保やクリアランスの推進等の取組が着実に進むように必要な措置を講ずるとともに、廃止措置や廃棄物処分に係る規制や作業管理の在り方について、諸外国の事例等を踏まえ、リスクレベルに応じた解体作業が可能となるよう検討を進めること。

七 原子力については、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用しつつ、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減することとした第六次エネルギー基本計画を踏まえ、再生可能エネルギーを中心としたマイクログリッドを含む自立・分散型エネルギーシステムの構築を進めること。

八 法令違反を行っている再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた事業者に対する交付金相当額積立金制度や、同計画を認定する際の事業者に対する住民への説明の要件化、委託先への監督義務の創設など、本法で行われる規制

の強化については、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの普及拡大に対して必要以上の制約とならないよう、その実施状況を把握し、必要に応じ適切かつ柔軟に制度の改善を図ること。また、景観・環境への影響その他の課題について地方自治体が主体的な立場で解決につなげるための条例を定めること等に対し必要な支援を行い、地域社会との調和の中で再生可能エネルギーの普及が進むよう努めること。

九 長距離の海底直流ケーブルの敷設を伴う系統整備を進めるに当たっては、工事費が巨額であることに加え、当該系統整備が重要であることに鑑み、技術面の課題に伴う仕様の変更、利害関係者との調整、自然災害のリスクの発現等により、費用や工期などの変更が余儀なくされた際、事業者が負担する事業費の増大等のリスクにも配慮し、事業者の予見性を高めるような措置を講ずるとともに、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた系統整備費用の負担について、国民理解の醸成に取り組むこと。

十 太陽光パネル等の再生可能エネルギー発電設備については、耐用年数経過後の廃棄物の発生を抑制する観点から、設備のリサイクルシステムの構築等、早急に必要な措置を講ずること。

十一 太陽光発電については、地域との共生を前提に、最大限の導入及び維持管理に必要な措置を講ずるとともに、太陽光パネルを特定国からの調達に依存している現状を早期に是正するため、実用化が期待されるペロブスカイト太陽電池をはじめとした太陽光発電に関わる産業の国内におけるサプライチェーンの構築を促進すること。

十二 カルテル事案や顧客情報不正閲覧事案等の電気事業における市場環境を揺るがす事案が相次いでいることに鑑み、安定供給との整合や災

令和五年五月三十一日 参議院会議録第二十七号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

三二

害等への迅速な対応等を含め、電力システム改革の影響や課題等を検証し、発電、送配電、小売事業の在り方や電気事業法等における法令遵守を担保するための措置の強化、電力・ガス取引監視等委員会等による取組の在り方等について検討を加え、実効性のある取組を早急に進めること。

右決議する。

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和五年四月二十七日

衆議院議長 細田 博之
参議院議長 尾辻 秀久殿

(小字及び一は衆議院修正)

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

・脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律

(電気事業法の一部改正)

第一条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の二十九」を「第二十七条の二十九の六に」、「第二十八条の四十八」を「第二十八条の五十に」、「第二十八条の四十九」を「第二十八条の五十六」を「第二十八条の五十一」第二十八条の五十八に、「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十九」に、「第二十八条の五十八」を「第二十八条の六十」に改める。

第二十七条の二十九中「第二項」の下に「の規定は第二十七条の二十九の三第一項に規定する認可原子力発電事業者以外の発電事業者に」を加え、「並びに」を「及び」に、「は、発電事業者に」を「は発電事業者に、それぞれ」に改め、第二章第五節に次の五条を加える。

(原子力発電工作物である発電用原子炉の運転期間)

第二十七条の二十九の二 原子力発電事業者

(原子力を原動力とする発電用の電気工作物(以下「原子力発電工作物」という。)をその発電事業の用に供する発電事業者をいう。以下同じ。)が、その発電事業の用に供するため、発電用原子炉(原子力発電事業者が維持し、及び運用する原子力発電工作物である核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。第四項、第五十四条及び第六十二条の三において「原子炉等規制法」という。第二十五条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下この節において同じ。)を運転することができ期間(以下「運転期間」という。)は、当該発電用原子炉について最初に第四十九条第一項の検査に合格した日から起算して四十年とする。

2 原子力発電事業者は、その発電事業の用に供するため、前項の四十年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて、運転期間を延長することができる。

3 前項の認可を受けようとする原子力発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書に経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 運転期間を延長しようとする発電用原子

炉を設置する営業所の名称及び所在地

三 延長しようとする運転期間(二十年を超える場合にあつては、申請に係る発電用原子炉(次項において「申請発電用原子炉」という。)の運転を停止した期間(同項第五号イからホまでに掲げる期間に該当するものに限り。)及びその理由を含む。)

四 その他経済産業省令で定める事項

経済産業大臣は、第二項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

一 申請発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その原子力発電事業者が原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の許可の取消しを受けていないこと、申請発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の二十第二項の規定による運転の停止の命令を受けていないこと並びに申請発電用原子炉に係る原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第一項及び第三項の認可の申請並びに同条第四項の認可の申請(同条第九項の規定による命令を受けて行つたものに限る。)に對し不認可の処分がなされていないこと。

三 延長しようとする運転期間において申請発電用原子炉を運転することが、我が国において、脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第七十七号)第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。)の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をい

う。)の利用の促進を図りつつ、電気の安定供給を確保することに資すると認められること。

四 その原子力発電事業者が、申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令の規定を遵守して当該発電事業に係る業務を実施するための態勢を整備していることその他当該発電事業を遂行する態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれること。

五 延長しようとする運転期間が二十年を超える場合にあつては、その二十年を超える期間が次に掲げる期間(平成二十三年三月十一日以降の期間に限る。)を合算した期間以下であること。

イ 申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令若しくは行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第八号口の審査基準若しくは同号ハの処分基準の制定若しくは改正又は当該法令の解釈若しくは運用の基準の変更に対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

ロ 前条において準用する第二十七条第一項若しくは第四十条の規定による処分、原子炉等規制法第四十三条の三の二十、第四十三条の三の二十三若しくは第六十条第四第三項の規定による処分又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第一百二十二号)第六十六条(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による処分(これらの処分をした行政官庁若しくは審査請求に対する裁決によつて取り消されたもの、これらの処分の取消し若しくはこれらの処分の無効若しくは不存在

の確認の判決が確定したもの又は審査請求に対する判決によつてこれらの処分の内容が変更されたものに限る。による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、その停止した期間のうち、当該処分による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要があるかつたと認められる期間

八 行政指導に従つて申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、当該行政指導に従つて申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

二 仮処分命令（債権者がその申立てを取り下げたもの又は民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による保全異議の申立てについての決定若しくは同法の規定による保全抗告についての決定以下この二において「保全異議の申立て等」という。）若しくは同法の規定による保全取消しの申立てについての決定によつて取り消されたもの若しくは保全異議の申立て等についての決定によつて変更されたものであつて、その保全異議の申立て等についての決定若しくは保全取消しの申立てについての決定に対して抗告をすることができないものに限る。を受けて申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、その停止した期間のうち、当該仮処分命令による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要があるかつたと認められる期間

ホ ロに規定する処分以外の他の法律の規定に基づく申請発電用原子炉に関する処分であつてその取消しの判決が確定したものその他原子力発電事業者が申請発電用原子炉に係る発電事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものに対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

分であつてその取消しの判決が確定したものその他原子力発電事業者が申請発電用原子炉に係る発電事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものに対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

5 経済産業大臣は、第二項の認可をしようとする場合には、あらかじめ、前項第一号に掲げる基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

6 経済産業大臣は、第二項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会及び当該認可を受けた原子力発電事業者が原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第十二条第一項の規定により届け出た使用済燃料再処理・廃炉推進機構（同法第十三条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の使用済燃料再処理・廃炉推進機構）に通知するものとする。

7 第二項から前項までの規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の認可を受けた原子力発電事業者が、その発電事業の用に供するため、当該認可により延長された運転期間を超えて当該認可に係る発電用原子炉を運転しようとする場合に準用する。この場合において、第二項中「前項の四十年」とあるのは「その認可により延長された運転期間」と、第三項第三号中「二十年を超える場合にあつては、申請」とあるのは「申請」と、第四項第五号中「二十年を超える場合にあつては、その二十年を超える期間が次に」とあるのは「次に」と、「期間に限る」とあるのは「期間に限り、過去になされた第二項（第七項に

において準用する場合を含む。）の認可により延長された運転期間に算入された期間を除く」と読み替へるものとする。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、認可に関する申請の手續に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

可原子力発電事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条の二十九の第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の認可を取り消すことができる。

一 第二十七条の二十九の第二項第一号、第二号又は第四号（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

第二十七条の二十九の三 前条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の認可を受けた原子力発電事業者（以下「認可原子力発電事業者」という。）が営む発電事業（次項及び第四項において「認可発電事業」という。）の全部の譲渡し及び譲受けは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 認可原子力発電事業者である法人の合併及び分割（認可発電事業の全部を承継させるものに限る。第四項において同じ。）は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 前条第四項（第三号及び第五号を除く。）、第五項及び第八項の規定は、前二項の認可に準用する。

4 認可発電事業の全部の譲渡があり、又は認可原子力発電事業者について相続、合併若しくは分割があつたときは、認可発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該認可発電事業の全部を承継した法人は、認可原子力発電事業者の地位を承継する。

5 前項の規定により認可原子力発電事業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（認可の取消し）

第二十七条の二十九の四 経済産業大臣は、認可

2 第二十七条の二十九の第二項第六項の規定は、前項の場合に準用する。

（運転停止命令）

第二十七条の二十九の五 経済産業大臣は、原子力発電事業者が第二十七条の二十九の第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の認可を受けずに同条第一項の四十年を超えて発電用原子炉を運転したとき、又は当該認可により延長された運転期間を超えて当該認可に係る発電用原子炉を運転したときは、当該原子力発電事業者に対し、当該発電用原子炉の運転を停止すべきことを命ずることができ。

（資料の提供等の要求）

第二十七条の二十九の六 経済産業大臣は、第二十七条の二十九の第二項（同条第七項及び第二十七条の二十九の第三項において準用する場合を含む。）及び第二十七条の二十九の四第一項の規定の運用に關し、必要があると認めるときは、関係行政機関又は地方公共団体の長に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

第二十八条の四十第一項第五号の三中「前号」を「前二号」に、「第二十八条の五十二第一号」を

令和五年五月三十一日 参議院会議録第二十七号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

三四

「第二十八条の五十四第一号」に、「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改め、同号を同項第五号の四とし、同項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、第二十八条の五十一項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第二項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。

第二十八条の四十第一項第八号の二中「第二十八条第二項」の下に「再生可能エネルギー電気特措法第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。」を、「の交付」の下に、「再生可能エネルギー電気特措法第十五条の十一第二項及び第二十九条の二第二項の規定による徴収」を加え、同項第八号の三中「第十五条の十三を」第十五条の十九に、「よる」を「よる交付金相当額積立金及び」に改める。

第二十八条の四十八第一項中「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改め、「この条及び第二十九条第二項において」を削る。

第二章第七節第三款第九目中第二十八条の五十八を第二十八条の六十とし、同款第八目中第二十八条の五十七を第二十八条の五十九とし、同款第七目中第二十八条の五十六を第二十八条の五十八とし、第二十八条の五十三から第二十八条の五十五までを二条ずつ繰り下げる。

第二十八条の五十二第一号中「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改め、同条を第二十八条の五十四とし、第二十八条の五十一を第二十八条の五十三とし、第二十八条の五十を第二十八条の五十二とし、第二十八条の四十九を第二十八条の五十

一とし、第二章第七節第三款第六目に次の二条を加える。
(整備等計画の認定)

第二十八条の四十九 広域系統整備計画(前条

第三項又は第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)に定められた電気工作物であつて経済産業省令で定める規模以上のものの整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者又は送電事業者は、単独で又は共同して、その整備又は更新に関する計画(以下「整備等計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 整備等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 整備又は更新を実施しようとする電気工作物の設置の場所、その規模その他当該電気工作物に関する事項
- 二 電気工作物の整備又は更新の実施期間
- 三 電気工作物の整備又は更新の実施体制
- 四 電気工作物の整備又は更新の実施に必要な資金の額、調達方法及び負担の方法
- 五 電気工作物の整備又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給の確保への効果

六 前各号に掲げるもののほか、電気工作物の整備又は更新の実施に関し必要な事項
3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 整備等計画の円滑かつ確実な実施を確保することが、広域的運営による電気の安定供給の確保を図るために特に重要であること。

二 整備等計画の実施期間、実施体制その他の事項が当該整備等計画を確実に遂行するために適切なものであること。

(認定整備等計画の変更等)

第二十八条の五十 前条第一項の認定を受けた者(次項及び第三項において「認定整備等事業者」という。)は、当該認定に係る整備等計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、認定整備等事業者が当該認定に係る整備等計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において「認定整備等計画」という。)に従つて電気工作物の整備又は更新を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、認定整備等計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定整備等事業者に対して当該認定整備等計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定に準用する。

第五十四条中「発電用原子炉」の下に「(原子炉等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。次条第一項第三号において同じ。)」を加える。

第六十六条の十一第一項第三号中「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十九」に改め、同項第五号中「第二十八条の五十、第二十八条の五十三第一項」を「第二十八条の五十二、第二十八条の五十五第一項」に改め、同項第八号中「第二十八条の五十一第一項」を「第二十八条の五十三第一項」に改める。
第九十九条の八中「広域系統整備交付金交付

業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改める。

第一百六条第一項中「原子力を原動力とする発電用の電気工作物(以下「二及び二」という。)」を削る。

第一百八条第一項中「(平成五年法律第八十八号)を削る。

第一百二十二条の三の見出しを「(原子炉等規制法との関係)」に改め、同条第一項中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。)」を「原子炉等規制法」に改める。

第一百六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十七条の二十九の五の規定による命令に違反したとき。

第二百二十条第一号中「第二十八条の三第一項」を「第二十七条の二十九の三第五項、第二十八条の三第一項」に改める。

第二百二十一条第一号中「第一百六条第四号又は第五号」を「第一百六条第五号又は第六号」に改め、同条第三号中「第三号」を「第四号」に改める。

第二百二十四条第七号中「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十九」に改め、同条第九号中「第二十八条の五十一第一項」を「第二十八条の五十三第一項」に改め、同条第十号中「第二十八条の五十五」を「第二十八条の五十七」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の三の二十第二項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の規定に違反して発電用原子炉を運転したとき。

十三 第四十三条の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。

第四十三条の三の三十二を次のように改める。

(発電用原子炉施設の劣化の管理等)

第四十三条の三の三十一 発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して三十年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該三十年を超えて運転しようとする期間(十年以内に限る。)における当該発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画(以下この条において「長期施設管理計画」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

2 長期施設管理計画には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、長期施設管理計画の期間、第五項の規定により実施した劣化評価(発電用原子炉施設の劣化の状況に関する技術的な評価をいう。以下この条において同じ。)の方法及びその結果、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置その他原子力規制委員会規則で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の認可を受けた者は、当該認可を受けた長期施設管理計画(次項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)の期間を超えてその発電用原子炉を運転しようとするときは、原

子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該期間を超えて運転しようとする期間(十年以内に限る。)における長期施設管理計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。この項の認可を受けた者が、当該認可を受けた長期施設管理計画(次項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)の期間を超えてその発電用原子炉を運転しようとするときも、同様とする。

4 第一項又は前項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

5 発電用原子炉設置者は、長期施設管理計画を定め、又は長期施設管理計画に記載された事項のうち発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な事項その他の原子力規制委員会規則で定める事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、劣化評価を実施しなければならない。

6 原子力規制委員会は、第一項、第三項又は第四項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、これらの認可をしてはならない。

一 劣化評価の方法が、発電用原子炉施設の劣化の状況を適確に評価するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

二 長期施設管理計画の期間における発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉によ

る災害の防止上支障がないものであること。

三 発電用原子炉施設が、長期施設管理計画の期間における運転に伴い生ずる当該発電用原子炉施設の劣化の状況を踏まえ、当該期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

7 第一項又は第三項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画について、第四項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届けなければならない。

8 発電用原子炉設置者は、第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画(第四項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第六十一条の二の二第一項第三号ホにおいて同じ。)に従つて、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を講じなければならない。

9 原子力規制委員会は、第六項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準の変更があつた場合その他の場合において発電用原子炉施設の劣化を適確に管理するため改めて劣化評価を実施させる必要があるとき、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が同項第二号に規定する基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるとき、発電用原子炉施設が同項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるとき、又は発電用原子炉設置者が前項の規定に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、劣化評価の実施、長期施設管理計画の変更その他発電用原子炉

施設の劣化を管理するために必要な措置を命ずることができる。

第六十一条の二の二第二項第三号中へをトとし、ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画第六十八条第二項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十二第一項、第三項及び第四項」に改める。

第七十一条第五項中「又は第六十四条第三項」を「、第四十三条の三の三十二第一項、第三項若しくは第四項又は第六十四条第三項」に、「場合に」を「場合(以下この項において「処分をする場合」という。)に」、「第一項各号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 発電用原子炉に係る処分をする場合 経済産業大臣(試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては、文部科学大臣及び経済産業大臣)

二 船舶に設置する原子炉に係る処分をする場合 国土交通大臣(試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては、文部科学大臣及び国土交通大臣)

三 試験研究の用に供する原子炉に係る処分をする場合(前二号に該当するものを除く。) 文部科学大臣

第七十五条第一項第三号中「第四十三条の三の三十二第四項」を「第四十三条の三の三十二第一項、第三項若しくは第四項」に改める。

第七十七条中「者」を「場合」には、当該違反行為をした者は「に」改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第七十八条中「者」を「場合」には、当該違反行為をした者は「に」改め、同条第一号から第十三号の五までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第十三号の六中「者」を「とき」に改め、同

第五十条中「から」を「又は廃炉推進業務から」に改め、同条を第六十一条とし、第四十九条を

第五十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第六十条 機構は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

一 第四十九条第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二 第四十九条第三号から第七号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

第四十八条を第五十八条とし、第四十七条を第五十七条とする。

第四十六条中「特定実用発電用原子炉設置者」の下に「又は実用発電用原子炉設置者等」を加え、第三章第五節中同条を第五十六条とし、第四十五条を第五十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(廃炉推進業務中期計画)

第五十五条 機構は、五年を超えない範囲内において経済産業省令で定める期間ごとに、当該期間を一期として、円滑かつ着実な廃炉の実施を図るための方針その他の経済産業省令で定める事項を記載した廃炉推進業務の実施に関する計画(以下この条において「廃炉推進業務中期計画」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。廃炉推進業務中期計画の変更(経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る廃炉推進業務中期計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 当該廃炉推進業務中期計画に係る廃炉推進業務が適切かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

二 当該廃炉推進業務中期計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

3 経済産業大臣は、廃炉推進業務中期計画が前項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、機構に対してその廃炉推進業務中期計画を変更すべきことを命じなければならない。

4 機構は、第一項の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 機構は、第一項の認可を受けたとき、又は前項の届出をしたときは、遅滞なく、その廃炉推進業務中期計画を公表しなければならない。

第四十四条を第五十三条とする。
第四十三条中「第四十一条を」を「第四十九条に改め、同条を第五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。」

(報告)

第五十二条 機構は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、廃炉拠出金の収納及び廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払の状況、助言、指導及び勧告の内容その他の廃炉推進業務の実施の状況について経済産業大臣に報告しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

第四十二条を第五十条とする。

第四十一条中「第十条を」を「第十八条に改め、同条第二号中「拠出金を」を「再処理等拠出金」に改め、同条第三号中「前一号」を「前各号」に改め、同条を同条第八号とし、同条第一号の次に次の五号を加える。

三 円滑かつ着実な廃炉の実施を図るために

必要な実用発電用原子炉設置者等に対する助言、指導及び勧告を行うこと。

四 廃炉に関する技術の調査、研究及び開発を行うこと。

五 廃炉に必要な設備の調達及び維持管理を行い、並びにこれを実用発電用原子炉設置者等の共用に供すること。

六 廃炉拠出金を収納すること。

七 第十七条の規定による廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払を行うこと。

第四十一条を第四十九条とする。

第四十条中「第二十七条及び第二十八条を」を「第三十五条及び第三十六条に改め、第三章第四節中同条を第四十八条とし、第三十九条を第四十七条とし、第三十八条を第四十六条とする。」

第三十七条中「又は」を「副理事長又は」に改め、同条を第四十五条とする。

第三十六条中「理事長」の下に「副理事長を加え、同条を第四十四条とし、第三十五条を第四十三条とする。」

第三十四条第二項中「第二十五条各号」を「第三十三各号」に、「第三十一条を」を「第三十九条」に改め、同条を第四十二条とし、第三十三条を第四十一条とし、第三十二条を第四十条とする。

第三十一条第二項中「理事は」を「副理事長及び理事は」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「代表し、理事長」「掌理し、理事長及び」「代理し、理事長」の下に「及び副理事長」を加え、同条を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

第三十条を第三十八条とする。

第二十九条中「理事四人」を「副理事長一人、理事六人」に改め、同条を第三十七条とし、第三章第三節中第二十八条を第三十六条とし、第二十七条を第三十五条とする。

第二十六条第一項中「第二十二條第四項」を「第三十条第四項に」「及び」を「副理事長及び」に改め、同条第二項中「及び」を「副理事長及び」に改め、同条を第三十四条とし、第二十五条を第三十三条とし、第二十四条を第三十二条とする。

第二十三条中「再処理等」の下に「廃炉」を加え、同条を第三十一条とする。

第二十二條第一項中「八人」を「十人」に、「及び」を「副理事長及び」に改め、同条を第三十条とする。

第二十一条中「第四條第二項」を「第五條第二項及び第十一條第二項」に改め、同条第三号中「第四十五條第一項」を「第五十四條第一項」に改め、同条第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 廃炉推進業務中期計画(第五十五条第一項に規定する廃炉推進業務中期計画をいう。)の作成又は変更

五 廃炉実施計画の確認

第二十一条を第二十九条とし、第二十条を第二十八条とし、第三章第二節中第十九条を第二十七条とし、第十八条を第二十六条とし、第十七条を第二十五条とする。

第十六条の前の見出しを削り、同条を第二十四条とし、同条の前に見出しとして「設立の認可等」を付する。

令和五年五月三十一日 参議院会議録第二十七号

第十五条中「又は」を、「廃炉又は」に改め、同条を第二十三条とし、第三章第一節中第十四条を第二十二条とし、第十三条を第二十一条とする。

第十二条中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改め、同条を、第二十条とし、第十一条を第十九条とする。

第十条中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に、「業務」を「業務及び円滑かつ着実な廃炉の推進に関する業務」に改め、同条を第十八条とする。

第三章の章名中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改め、同章を第四章とする。

第九条中「拠出金」を「再処理等拠出金」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「及び」を「及び前条第一項の」に改め、第二章第二節中同条を第十条とする。

第八条第一項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条第二項中「延滞金」を「前項の延滞金」に、「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、第二章第一節中同条を第九条とする。

第七条の見出しを「再処理等拠出金の納付等」に改め、同条第一項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に、「第四条第二項」を「第五条第二項」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条第三項中「第四条第二項」を「第五条第二項」に、「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条第四項及び第五項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条第六項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に、「第九条」を「第十条」に改め、同条第八項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条第三項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条第三項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条を第八条とする。

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

三八

出金」に、「第四十五条第一項前段」を「第五十四条第一項前段」に、「第九条」を「第十条」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条を第六条とする。

第四条の見出しを「再処理等拠出金」に改め、同条第一項中「第四十一条各号」を「第四十九号第一号及び第二号」に、「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改め、「この章」の下に「及び次章」を、「業務」の下に「並びにこれらに附帯する機構の業務」を加え、「第七条第一項において」を「以下」に改め、同条第二項中「の額」を「以下再処理等拠出金」という「の額」に改め、同条第六項中「機構の業務」を「再処理等業務」に改め、同条を第五条とする。

第二章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第二章 再処理等拠出金の納付及び再処理等の実施

第一節 再処理等拠出金の納付

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 廃炉拠出金の納付及び廃炉に係る費用の支払

第一節 廃炉拠出金の納付

第十一条 実用発電用原子炉設置者等は、廃炉推進業務(第四十九条第三号から第七号までに掲げる機構の業務及びこれらに附帯する機構の業務をいう。以下同じ。)に必要な費用に充てるため、各年度、一の機構に対し、拠出金を納付しなければならない。

2 前項の拠出金(以下「廃炉拠出金」という。)の額は、各実用発電用原子炉設置者等につき、廃炉拠出金年度総額(機構ごとに、実用発電用原子炉設置者等から納付を受けるべき

廃炉拠出金の額の総額として機構が年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。)に拠出金率(機構ごとに、廃炉拠出金年度総額に対する各実用発電用原子炉設置者等が納付すべき額の割合として機構が運営委員会の議決を経て実用発電用原子炉設置者等ごとに定める割合をいう。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とする。

3 廃炉拠出金年度総額は、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして機構ごとに経済産業省令で定める基準に従い、定めなければならない。

一 各実用発電用原子炉設置者等の実用発電用原子炉に係る廃炉の長期的な見通し及び当該廃炉の実施の状況に照らし、各年度における廃炉推進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

二 各実用発電用原子炉設置者等の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の実用発電用原子炉の運転に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること。

4 拠出金率は、各実用発電用原子炉設置者等の実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の規模、廃炉の実施の状況その他の事情を勘案して機構ごとに経済産業省令で定める基準に従い、定めなければならない。

5 機構は、廃炉拠出金年度総額若しくは拠出金率を定め、又はこれらを変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

6 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該認可に係る廃炉拠出金年度総額又は拠出

金率を実用発電用原子炉設置者等に通知しなければならない。

7 機構は、電気事業法(昭和三十一年法律第百七十号)第二十七条の二十九の二第六項(同条第七項及び同法第二十七条の二十九の四第二項において準用する場合を含む。)又は次条第三項の規定による通知を受けたときは、廃炉拠出金年度総額又は拠出金率について検討を加え、必要と認めるときは、これらを変更しなければならない。

8 経済産業大臣は、廃炉推進業務の実施の状況、各実用発電用原子炉設置者等が行う実用発電用原子炉の運転に係る事業の状況その他の事情に照らし必要と認めるときは、機構に対し、廃炉拠出金年度総額又は拠出金率の変更をすべきことを命ずることができる。

(機構の名称等の届出)

第十二条 実用発電用原子炉設置者等は、その実用発電用原子炉設置者等となった日から十五日以内に、経済産業省令で定めるところにより、前条第一項の規定により廃炉拠出金を納付する機構の名称及び住所を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 実用発電用原子炉設置者等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から十五日以内に、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 その設置している実用発電用原子炉の運転を廃止したとき。

二 その設置している実用発電用原子炉の廃炉が終了したとき。

三 その設置している実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設(原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。次号において同

じ。が原子炉等規制法第六十四条の二第一項の規定により指定されたとき。

四 その設置している実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について原子炉等規制法第六十四条の二第三項の規定による指定の解除が行われたとき。

3 経済産業大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を当該機構に通知するものとする。

(変更)

第十三条 実用発電用原子炉設置者等は、廃炉拠出金を納付する機構を変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする実用発電用原子炉設置者等は、その機構を変更しようとする日の属する年度の前年度の一月一日までに、その旨、変更しようとする理由その他経済産業省令で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、その変更が廃炉拠出金を納付する機構として現に届け出ている機構の認可業務計画(第五十五条第一項前段の規定による認可を受けた廃炉推進業務中期計画をいい、同項後段の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの。以下この項及び第十六条において同じ。)に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき、又はその変更により廃炉拠出金を納付する機構となる機構の認可業務計画に照らし不適切であると認めるときは、その申請を却下することができる。

4 第七条第四項から第六項までの規定は、実用発電用原子炉設置者等による第二項の申請について準用する。

令和五年五月三十一日 参議院会議録第二十七号

(廃炉拠出金の納付)

第十四条 実用発電用原子炉設置者等は、各年度の六月三十日(その年度に実用発電用原子炉設置者等となった者にあつては、そのなつた日の属する年度の翌年度の六月三十日)までに、廃炉拠出金を、第十二条第一項の規定により届け出た機構(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の機構。第十六条及び第十七条において同じ。)に納付しなければならない。ただし、当該廃炉拠出金の額の二分の一に相当する金額については、各年度の十二月三十一日までに納付することができる。

(準用)

第十五条 第八条第六項から第八項まで及び第九条の規定は、実用発電用原子炉設置者等による廃炉拠出金の納付について準用する。この場合において、第八条第六項中「機構」とあるのは「第十四条に規定する機構」と、「第一項の納期限(第三項の規定による通知があつた場合にあつては、第四項の納期限。次条第一項及び第十條において同じ。）」とあるのは「同条の納期限」と、第九条第一項中「前条第一項」とあるのは「第十四条」と、「機構」とあるのは「同条に規定する機構」と読み替へるものとする。

第二節 廃炉に係る費用の支払

(廃炉実施計画)

第十六条 認可業務計画の計画期間内に廃炉を実施する実用発電用原子炉設置者等は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、廃炉の実施に関する計画(次条及び第二十九条第五号において「廃炉実施計画」という。)を作成し、その内容が認可業務計画に適合することについて、機構の確認を受けなければならない。これを変更しようとするとき

も、同様とする。

(費用の請求及び支払)

第十七条 機構は、前条前段の確認を受けた廃炉実施計画(同条後段の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)に基づき廃炉を実施する実用発電用原子炉設置者等から当該廃炉に係る費用に相当する額の支払の請求を受けたときは、実用発電用原子炉設置者等の実用発電用原子炉に係る廃炉について機構が適正な支払を行うための基準として経済産業大臣が定める基準に従つて、当該廃炉の実施に必要な費用に相当する額を支払うものとする。

第一章中第三条の次に次の一条を加える。

(実用発電用原子炉設置者等の責務)

第四条 実用発電用原子炉設置者等は、円滑かつ着実な廃炉の実施を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第四条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条の五」を「第十五条の十一」に、「第七節 解体等積立金(第十五条の六)第十五条の十六」を「第七節 解体等積立金(第十五条の十二)第十五条の十八」に、「第八節 積立金管理業務(第十五条の十九)第十五条の二十二」に、「第八節」を「第九節」に、「第九節」を「第十節」に、「系統設置交付金」を「系統設置交付金等」に改める。

第二条の二第七項中「納付金」の下に、「第十五条の十一第二項及び第二十九条の二第二項の規定により推進機関が徴収する金銭、第十五条

の十第一項の規定により推進機関に帰属した金銭」を加える。

第二条の三第一項中「ものごと」に、当該の下に「交付対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に適用する基準価格」を加え、「(以下「基準価格」という)をいう。以下同じ」に改める。

第三条第二項中「つき」の下に「当該特定調達対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に適用する調達価格」を加え、「(以下「調達価格」という)をいう。以下同じ」に改める。

第九条第二項第二号中「第十五条の九」を「第十五条の十五」に改め、同項中第八号を第九号とし、同項第七号中「第十五条の六第一項」を「第十五条の十二第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が出力その他の事項に関する経済産業省令で定める要件に該当する場合においては、当該再生可能エネルギー発電設備の設置の場所の周辺地域の住民に対する説明会の開催その他の再生可能エネルギー発電事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置として経済産業省令で定めるものの実施状況に関する事項

第九条第四項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 再生可能エネルギー発電設備が第二項第七号の経済産業省令で定める要件に該当する場合においては、同号の経済産業省令で定める措置が実施されたこと。

六号まで若しくは第八号に、「一の認定を」に当該事項(同条第二項第三号から第六号まで又は第八号に掲げる事項のうち重要な事項として経済産業省令で定めるものを変更しようとするときは、同項第七号に掲げる事項を含む)を記載した申請書を提出してその認定に改め、同条第三項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項第六号中「場合において」とあるのは、「場合において、次条第一項の経済産業省令で定める事項を変更しようとするとき」と読み替えるものとする。

第十条の次に次の二条を加える。

(再生可能エネルギー発電設備の増設又は更新に係る基準価格又は調達価格の適用の特例)

第十条の二 再生可能エネルギー発電設備の増設又は一部を更新(以下「増設等」という。)であつて経済産業省令で定めるものに係る前条第一項の規定による変更の認定を受けようとする認定事業者は、第九条第二項第六号に掲げる事項について、再生可能エネルギー発電設備のうち当該増設等に係る部分とそれ以外の部分とに区別して再生可能エネルギー発電事業計画に記載することができる。

2 前項の規定により増設等に係る部分とそれ以外の部分とを区別して前条第一項の規定による変更の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に記載した再生可能エネルギー発電設備に適用される基準価格又は調達価格は、第二条の第三項又は第三条第二項の規定にかかわらず、当該増設等に係る部分以外の部分について従前の交付対象区分等又は特定調達対象区分等に該当するものとみなして、当該増設等に係る部分及びそれ以外の部

分に係る基準価格又は調達価格を基礎として、これらの部分ごとの再生可能エネルギー源を電気に変換する能力を勘案し、経済産業省令で定める方法により算定した価格とする。

(認定事業者の義務)

第十条の三 認定事業者は、第九条第四項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画(第十条第一項の規定による変更若しくは追加の認定又は同条第二項若しくは第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後又は追加後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて再生可能エネルギー発電事業を実施しなければならない。

2 認定事業者は、再生可能エネルギー発電事業に係る業務の全部又は一部を委託する場合は、当該再生可能エネルギー発電事業が認定計画に従つて実施されるよう、その委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。第五十二条第一項において「受託者」という。)に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第十一条中「第九条第四項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画(前条第一項の規定による変更若しくは追加の認定又は同条第二項若しくは第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後又は追加後のもの。以下「二及び三」という。)」を削る。

第十三条中「認定計画に従つて再生可能エネルギー発電事業を実施していないを」第十条の三の規定に違反している」に改める。

第十四条中「第十五条の十一及び第十五条の十二第一項」を「第十五条の十七及び第十五条の十八第一項」に改める。

第十五条第一号中「認定計画に従つて再生可

能エネルギー発電事業を行っていない」を「第十条の三の規定に違反している」に改め、同条第四号中「第十五条の六第二項又は第十五条の十二」を「第十五条の十二第二項又は第十五条の十七」に改める。

第十五条の二第二項中「納付金」の下に、「第十五条の十一第二項及び第二十九条の二第二項の規定により推進機関が徴収する金銭、第十五条の十第一項の規定により推進機関に帰属した金銭」を加える。

第二章第九節を第十節とし、第八節を第九節とする。

第二章第七節中第十五条の十六を第十五条の二十二とする。

第十五条の十五(見出しを含む。)中「解体等積立金」を「交付金相当額積立金及び解体等積立金」に改め、同条を第十五条の二十一とし、第十五条の十四を第十五条の二十とする。

第十五条の十三中「第十五条の六第三項」を「第十五条の六第二項の規定により推進機関に積み立てられた交付金相当額積立金及び第十五条の十二第三項」に改め、同条を第十五条の十九とし、第十五条の十二を第十五条の十八とし、同条の次に次の節名を付する。

第八節 積立金管理業務

第十五条の十一中「第十五条の六」を「第十五条の十二」に改め、同条を第十五条の十七とする。

第十五条の十中「昭和四十五年法律第百三十七号」を削り、同条を第十五条の十六とする。

第十五条の九中「認定事業者であつた者をいう。以下この条及び第十五条の十二において同じ。」を削り、同条を第十五条の十五とする。

第十五条の八第一項中「額を」を「(額(当該認定事業者が第十五条の六第一項の規定による命令を受けた者である場合には、第十五条の八第一

項の規定による控除をした額)」に改め、同条第二項中「第十五条の六第二項」を「第十五条の十二第二項」に改め、同条を第十五条の十四とする。

第十五条の七第二項中「こと」に、「の下に」当該積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に適用する」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第十条の二第二項の規定は、同条第一項の規定により増設等に係る部分とそれ以外の部分とを区別して第十条第一項の規定による変更の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に記載した再生可能エネルギー発電設備に適用される解体等積立基準額について準用する。この場合において、第十条の二第二項中「第二条の三第一項又は第三条第二項」とあるのは「第十五条の十三第二項」と、「交付対象区分等又は特定調達対象区分等」とあるのは「積立対象区分等」と読み替えるものとする。

第十五条の七を第十五条の十三とし、第十五条の六を第十五条の十二とし、第二章第六節中第十五条の五の次に次の六条を加える。

(積立命令)

第十五条の六 経済産業大臣は、認定事業者が第十条の三の規定に違反していると認めるときは、当該認定事業者に対し、次条に規定する額の金銭を交付金相当額積立金として積み立てるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令に従つて行う積立では、推進機関にしなければならない。

3 特定契約又は一時調達契約により再生可能エネルギー電気を供給する認定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約又は一時調達契約を締結した電気事業者を経

由して前項の積立てを推進機関に行うものとする。

(交付金相当額積立金の額)

第十五条の七 交付金相当額積立金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額とする。

一 認定事業者が再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する場合 第二条の四第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、同項の経済産業省令で定める方法により算定した供給促進交付金の額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額

二 認定事業者が再生可能エネルギー電気を特定契約又は一時調達契約により電気事業者に対し供給する場合 第十五条の二第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、第十五条の三の経済産業省令で定める方法により算定した調整交付金の額のうち当該電気事業者が当該特定契約又は一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額

(供給促進交付金の交付に係る交付金相当額積立金の控除)

第十五条の八 推進機関は、第十五条の六第一項の規定による命令を受けた認定事業者に対して供給促進交付金を交付するときは、第二条の四第一項の経済産業省令で定める方法により算定した額から、前条第一号に定める額(当該供給促進交付金の額を限度とする。)を控除するものとする。

2 前項の規定により供給促進交付金の額から控除された額は、当該認定事業者が、第十五条の六第一項の規定による命令及び同条第二

項の規定により交付金相当額積立金として推進機関に積み立てたものとみなす。

(交付金相当額積立金の取戻し)

第十五条の九 認定事業者又は旧認定事業者(認定事業者であつた者をいう。以下同じ。)は、交付金相当額積立金を積み立てておく必要がない場合として経済産業省令で定める場合に該当することについて、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けた場合には、当該交付金相当額積立金の全部又は一部を取り戻すことができる。

(交付金相当額積立金の推進機関への帰属)

第十五条の十 都道府県知事、市町村長その他の認定事業者及び旧認定事業者以外の者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置のうち経済産業省令で定めるものを講じた場合において、当該再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者又は旧認定事業者により推進機関に積み立てられた交付金相当額積立金があるときは、当該交付金相当額積立金は、推進機関に帰属するものとする。

2 前項の規定により推進機関に帰属した金銭は、供給促進交付金、調整交付金及び第二十九条第三項に規定する系統設置交付金等の交付の業務に要する費用に充てるものとする。(返還命令等)

第十五条の十一 経済産業大臣は、第十五条の規定により認定を取り消すときは、その認定事業者に対して、認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給に係る供給促進交付金の全部若しくは一部を推進機関に返還し、又は認定発電設備に係る特定契約若しくは一時調達契約を締結する電気事業者

に交付される調整交付金のうち当該特定契約若しくは一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額の全部若しくは一部を推進機関に納付すべきことを命ずることができる。

2 推進機関は、前項の規定による命令を受け

た者から、同項の規定により当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収する。

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節 系統設置交付金等

第二十八条の次に次の一条を加える。

(特定系統設置交付金の交付)

第二十八条の二 認定整備等事業者(電気事業法第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者をいう。以下この節において同じ。)は、同条第二項に規定する認定整備等計画に従つて、系統電気工作物であつて再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、当該系統電気工作物の設置に要する費用を当該系統電気工作物の工事を開始した日から使用する日の前日までの期間にわたり回収するための交付金(以下「特定系統設置交付金」という。)の交付を受けることができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により認定整備等事業者に交付する特定系統設置交付金について準用する。この場合において、同条第三項中「設置及び維持」とあるのは、「設置」と読み替へるものとする。

第二十九条の見出しを(「系統設置交付金等の額」に改め、同条第一項中「前条第三項」を「第二十八条第三項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、認定整備等事業者が当該系統電気工作物の設置に係る特定系統設置交付金の交付を受けた場合における系統設置交付金の額

は、この項本文の規定により得た額から当該特定系統設置交付金の額を控除した額とする。

第二十九条第二項中「系統設置交付金」の下に「及び特定系統設置交付金(以下「系統設置交付金等」という。))」を、「納付金」の下に、第十五条の十一第二項及び次条第二項の規定により推進機関が徴収する金銭並びに第十五条の十一第一項の規定により推進機関に帰属した金銭を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定系統設置交付金の額は、前条第二項において準用する第二十八条第三項の規定により届け出られた費用のうち、その事業の規模を考慮して経済産業省令で定めるものの額に、当該系統電気工作物の設置及び維持に伴い生ずる便益のうちに再生可能エネルギー電気の利用の促進が占める割合として、経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて得た額とする。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(返還命令等)

第二十九条の二 経済産業大臣は、電気事業法第二十八条の五十第二項又は第三項の規定により同法第二十八条の四十九第一項の認定を取り消すときは、その認定整備等事業者に対して、特定系統設置交付金の全部又は一部を推進機関に返還すべきことを命ずることができる。

2 推進機関は、前項の規定による命令を受けた者から、同項の規定により当該者が返還を命ぜられた金額を徴収する。

第三十条の見出しを(「系統設置交付金等の額の通知」に改め、同条中「第二十八条第三項」の下に「(第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))」を加

え、「同項」を「第二十八条第三項」に、「又は送電事業者を若しくは送電事業者又は認定整備等事業者」に、「系統設置交付金」を「系統設置交付金等」に改める。

第三十条の二中「前三条」を「第二十八条から前条まで」に、「系統設置交付金」を「系統設置交付金等」に改める。

第三十一条第一項中「系統設置交付金」を「系統設置交付金等」に改める。

第四十一条中「第十五条の十五」を「第十五条の二十一」に改める。

第五十二条第一項中「又は登録特定送配電事業者」を「登録特定送配電事業者若しくは受託者」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(送達すべき書類)

第五十二条の二 第十三条の規定による命令、第十五条の規定による取消し又は第十五条の六第一項若しくは第十五条の十一第一項の規定による命令は、経済産業省令で定める書類を送達して行う。

2 第十三条の規定による命令又は第十五条の規定による取消しに係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項又は第三十条の規定による通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項(同法第三十一条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第五十二条の三 前条の規定による送達については、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十九条、第一百一条、第一百三十三、第一百五、第一百六条、第八十条及び第九十九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「経済産業省の職員」と、同法第八十条中「裁判長」とあり、

及び同法第九十九条中「裁判所」とあるのは「経済産業大臣」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第五十二条の四 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第八十条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合

三 前条において準用する民事訴訟法第八十条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつても交付すべき旨を経済産業省の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第五十二条の五 経済産業省の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第九号に規定する処分通知等であつて第五十二条の二の規定により書類を送達して行うこととしていたものに関する事務を、同法第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第五十二条の三において準用する民事訴訟法第九十九条の規定による送達に関する事項を記

載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して経済産業省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。

第六十二条第二号中「第十五条の十六」を「第十五条の二十二」に改める。

(原子力基本法の一部改正)

第五条 原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「學術の進歩と産業の振興と」を「並びに學術の進歩、産業の振興及び地球温暖化の防止」に改める。

第二条に次の一項を加える。

3 エネルギーとしての原子力利用は、国及び原子力事業者(原子力発電に関する事業を行う者をいう。第二条の三及び第二条の四において同じ。)が安全神話に陥り、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかつたことを真摯に反省した上で、原子力事故(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)第二条第一項に規定する原子炉の運転等に起因する事故をいう。以下同じ。)の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立つて、これを行うものとする。

第二条の次に次の三条を加える。

(国の責務)

第二条の二 国は、エネルギーとしての原子力利用に当たつては、原子力発電を電源の選択肢の一つとして活用することによる電気の安定供給の確保、我が国における脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条の二に規定する脱

炭素社会をいう。第十六条の二第二項において同じ。)の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。第十六条の二第二項において同じ。)の利用の促進及びエネルギーの供給に係る自律性の向上に資することができるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 国は、エネルギーとしての原子力利用に当たつては、原子力施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)次条第四号及び第二条の四第一項において「原子炉等規制法」という。第二条第七項に規定する原子力施設をいう。以下同じ。)の安全性の向上に不断に取り組むこと等によりその安全性を確保することを前提として、原子力事故による災害の防止に関し万全の措置を講じつつ、原子力施設が立地する地域○の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解○を得るために必要な取組及び地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組を推進する責務を有する。

(原子力利用に関する基本的施策)

第二条の三 国は、原子力発電を適切に活用することができるよう、原子力施設の安全性を確保することを前提としつつ、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 原子力発電に係る高度な技術の維持及び開発を促進し、これらを行う人材の育成及び確保を図り、並びに当該技術の維持及び

開発のために必要な産業基盤を維持し、及び強化するための施策

二 原子力に関する研究及び開発に取り組む事業者、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構その他の関係者の相互の連携並びに当該研究及び開発に関する国際的な連携を強化するための施策その他の当該研究及び開発の推進並びにこれらの成果の円滑な実用化を図るための施策

三 電気事業に係る制度の抜本的な改革が実施された状況においても、原子力事業者が原子力施設の安全性を確保するために必要な投資を行うことその他の安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備するための施策

四 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律(平成十七年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再処理等、同条第一項に規定する使用済燃料に係るその貯蔵能力の増加その他の対策及び原子炉等規制法第四十三条の三の三十三第一項に規定する廃止措置の円滑かつ着実な実施を図るための関係地方公共団体との調整その他の必要な施策

五 最終処分(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号)第二条第二項に規定する最終処分をいう。以下この号において同じ。)に関する国民の理解を促進するための施策、最終処分の計画的な実施に向けた地方公共団体その他の関係者に対する主体的な働き掛け、同法第六条第二項に規定する文獻調査対象地区又は同法第三条第二項第二号に規定する概要調査地区等をその区域に含む地方公共団体、最終処分に理解と関心を有する地方公共団体その他の関係者に対する関係府省の

連携による支援、最終処分に関する研究開発の推進を図るための国際的な連携並びに原子力発電環境整備機構及び原子力事業者との連携の強化その他の最終処分の円滑かつ着実な実施を図るために必要な施策

(原子力事業者の責務)

第二条の四 原子力事業者は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力事故の発生防止及び原子炉等規制法第二条第六項に規定する特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講じ、並びにその内容を不断に見直し、その他原子力施設の安全性の向上を図るための態勢を充実強化し、並びに関係地方公共団体その他の関係機関と連携しながら原子力事故に対処するための防災の態勢を充実強化するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 原子力事業者は、原子力施設が立地する地域の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得ることがその事業の円滑な実施を図る上で極めて重要であることに鑑み、そのために必要な取組を推進しながら、国又は地方公共団体が実施する地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組に協力する責務を有する。

第三条の四第一号中「(原子炉の運転等(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。)に起因する事故をいう。次号において同じ。)」を削る。

第六章に次の一条を加える。

第十六条の二 原子力発電の用に供する原子炉を運転する者は、別に法律で定めるところにより政府の行う運転期間に係る規制に従わなければならない。

2 前項の運転期間に係る規制は、我が国にお

いて、脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するため、エネルギーとしての原子力の安定的な利用を図る観点から措置するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の規定(原子力基本法第六章に一条を加える改正規定を除く。)並びに附則第十三条、第十五条、第十六条及び第二十六条の規定 公布の日

二 第二条中核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。第七十八号第二十五号の二の改正規定(二)の規定を「(第六十四条の三第八項において準用する場合を含む。)」の規定に改める部分に限る。 公布の日から起算して十日を経過した日

三 附則第四条から第六条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条中電気事業法目次の改正規定(第二十七号の二十九を「第二十七号の二十九の六」に改める部分に限る。)、同法第二十七号の二十九の改正規定、同法第二章第五節に五条を加える改正規定、同法第五十四条の改正規定、同法第六十六条第一項の改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定、同法第一百二十二条の三の見出し及び同条第一項の改正規定、同法第一百六十六条の改正規定、同法第二百一十号の改正規定並びに同法第二百一十号第一号及び第三号の改正規定、第二条の規定(第一号及び第三号の改正規定を除く。次条第一項及び第二号に掲げる改正規定を除く。次条第一項及び

び附則第三条において同じ。)並びに第五条の規定(原子力基本法第六章に一条を加える改正規定に限る。並びに次条並びに附則第三条、第十八条第二項及び第三項、第二十条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第九条第二十一項の改正規定に限る。)、第二十一条並びに第二十二号の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(電気事業法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項の認可(以下この項において「旧認可」という。)を受けている原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項に規定する発電用原子炉設置者である第一号の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の電気事業法次項及び附則第十八条第二項において「新電気事業法」という。第二十七号の二十九の二第一項に規定する原子力発電事業者次項において「特定原子力発電事業者」という。は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第四号施行日」という。)に同条第二項の認可を受けたものとみなす。この場合において、当該認可により延長する同条第一項に規定する運転期間は、旧認可により延長した期間と同一の期間とする。

2 特定原子力発電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第四号施行日から起算して三月以内に新電気事業法第二十七号の二十九の二第三項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

(原子炉等規制法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成二十四年既設発電用原子炉(原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第二十五号第一項に規定する既設発電

用原子炉であつて附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に設置されているものをいう。
次条及び附則第五条第一項において同じ。について第二項の規定による改正後の原子炉等規制法(以下「新原子炉等規制法」という。第四十三条の三の三十二第二項の規定の適用については、同項中「発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた」とあるのは、「発電用原子炉の設置の工事について最初に原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十九条第一項の検査に合格した」とする。

第四条 第四号施行日前に平成二十四年既設発電用原子炉(その設置の工事について最初に原子力規制委員会設置法附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法第四十九条第一項の検査に合格した日(次項において「運転開始日」という。))から起算して三十年を経過しているものに限る。を運転している者であつて、第四号施行日において引き続き当該平成二十四年既設発電用原子炉を運転しようとするものは、第四号施行日の前日までに、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項、第二項、第五項及び第六項の規定の例により、長期施設管理計画(同条第一項に規定する長期施設管理計画をいう。以下同じ。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第一項の認可とみなす。

一 次号及び第三号に掲げるものの以外のもので、運転開始日から起算して四十年を経過する日
二 第四号施行日において運転開始日から起算して四十年を超えて運転しようとするもの(次号に掲げるものを除く。)、運転開始日から起算して五十年を経過する日
三 第四号施行日において運転開始日から起算して五十年を超えて運転しようとするもの
三 第四号施行日において運転開始日から起算して五十年を超えて運転しようとするもの
三 第四号施行日において運転開始日から起算して五十年を超えて運転しようとするもの

3 第一項の認可を受けた長期施設管理計画(附則第六条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)の期間が一年以内である場合には、当該長期施設管理計画の期間を超えてその平成二十四年既設発電用原子炉を運転しようとする者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項、第三項前段、第五項及び第六項の規定の例により、当該期間を超えて運転しようとする期間(十年以内に限る。))における長期施設管理計画の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第三項前段の認可とみなす。

管理計画の認可を受けようとする者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項、第二項、第五項及び第六項の規定の例により、原子力規制委員会の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第一項の認可とみなす。

2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「第四十三条の三の三十二第三項前段」とあるのは、「第四十三条の三の三十二第一項」と読み替えるものとする。

第十二第四項」と読み替えるものとする。
(原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第七條 この法律の施行の日(附則第十三条及び第十五条において「施行日」という。))から第四号施行日の前日までの間における第三項の規定による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律(以下「新再処理法」という。))第十一条第七項の規定の適用については、同項中「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二十七條の二十九の二第六項(同条第七項及び同法第二十七條の二十九の四第二項において準用する場合を含む。))又は次条第三項」とあるのは、「次条第三項」とする。

第八条 この法律の施行の際現に実用発電用原子炉設置者等(新再処理法第二条第八項に規定する実用発電用原子炉設置者等をいう。以下同じ。))である者に対する新再処理法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「その実用発電用原子炉設置者等となつた日」とあるのは、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)の施行の日(以下この条において「日」とする。))
第九条 この法律の施行の際現に実用発電用原子炉設置者等である者が、新再処理法第十一条第一項の規定により最初に納付すべき同項の拠出金に対する新再処理法第十四条の規定の適用については、同条中「各年度の六月三十日(その年度に実用発電用原子炉設置者等となつた者にあつては、そのなつた日の属する年度の翌年度の六月三十日)まで」とあるのは「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)の施行の日(以下この条において

「施行日」という。から六月以内」と、同条ただし書中「各年度の十二月三十一日まで」とあるのは「施行日から九月以内」とする。

第十条 この法律の施行の際現にその実用発電用原子炉（原子炉等規制法第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。）に係る廃炉（新再処理法第二条第五項に規定する廃炉をいう。次条において同じ。）の実施に必要な費用に充てるため電気事業法第二十七条の二十九において準用する同法第二十七条の三の規定による経済産業大臣の命令に基づき積み立てた引当金がある実用発電用原子炉設置者等は、廃炉推進業務（新再処理法第十一条第一項に規定する廃炉推進業務をいう。以下この項において同じ。）に必要な費用に充てるため、経済産業省令で定めるところにより、実用発電用原子炉設置者等ごとに経済産業大臣が定める額の金銭を、令和六年度から令和三十五年度までの各年度（新再処理法第五条第一項に規定する各年度をいう。以下この項において同じ。）に、経済産業省令で定めるところにより分割して、各年度の三月三十一日（令和六年度にあつては、経済産業大臣が定める日）までに、新再処理法第十二条第一項の規定により届け出た使用済燃料再処理・廃炉推進機構（新再処理法第十三条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の使用済燃料再処理・廃炉推進機構に對し、支払わなければならない。ただし、廃炉推進業務の適正な実施に支障が生ずるおそれがないと認められる場合において、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けたときは、承認を受けたところに従い、分割して支払うことができる。）

たものとみなす。

3 新再処理法第八条第六項から第八項まで及び第九条の規定は、実用発電用原子炉設置者等による第一項の金銭の支払について準用する。この場合において、新再処理法第八条第六項中「機構」とあるのは「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第号。以下この項及び次条第一項において「改正法」という。）附則第十条第一項に規定する使用済燃料再処理・廃炉推進機構（次条第一項において「機構」という。）と、「第一項の納期限（第三項の規定による通知があつた場合にあつては、第四項の納期限。次条第一項及び第十條において同じ。）」とあるのは「改正法附則第十條第一項本文」と読み替へるものとする。

11 令和六年度に廃炉を実施する実用発電用原子炉設置者等に対する新再処理法第十六條及び第十七條の規定の適用については、新再処理法第十六條中「認可業務計画の計画期間内」とあるのは「令和六年度」と、「あらかじめ」とあるのは「第五十五條第五項の規定による認可業務計画の公表後遅滞なく」と、新再処理法第十七條中「前条前段の承認を受けた廃炉実施計画（同条後段の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき」とあるのは「令和六年度に」と、「当該廃炉に」とあるのは「前条前段の承認を受けるまでに実施し、又は当該承認を受けた廃炉実施計画（同条後段の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき

実施した廃炉に」とする。

第十二條 この法律の施行の際現にその名称中に使用済燃料再処理・廃炉推進機構という文字を用いている者については、新再処理法第二十条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十三條 使用済燃料再処理機構は、施行日まで、必要な定款の変更をし、経済産業大臣の認可を受けるものとする。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、施行日にその効力を生ずる。（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十四條 この法律の施行の際現に第四條の規定による改正前の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九條第四項又は第十條第一項の規定によりされている認定は、それぞれ第四條の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九條第四項又は第十條第一項の規定によりされた認定とみなす。

第十五條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における第五條の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の原子力基本法（次条及び附則第十八條第二項において「新原子力基本法」という。）第二條の三第四号の規定の適用については、同号中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」とあるのは、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」とする。

第十六條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から第四號施行日の前日までの間における新原子力基本法第二條の二第一項の規定の適用

については、同項中「いう。第十六條の二第二項において同じ」とあるのは、「いう」とする。（罰則に関する経過措置）

第十七條 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第十八條 政府は、この法律の施行後三年を経過した後適當な時期において、第一条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の電気事業法及び第四條の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2

政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後五年を経過した後適當な時期において、新電気事業法の規定の実施状況、原子力施設（原子炉等規制法第二条第七項に規定する原子力施設をいう。以下この項において同じ。）が立地する地域○の住民をはじめとする国民の原子力発電に對する理解の状況、原子力施設の安全性の向上を図るための原子力事業者（新原子力基本法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。）の取組の状況、○原子炉等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉○の開発及び建設の状況、原子力に関する技術開発の状況、電気の需給の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新電気事業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後五年以内に、新原子炉等規制法の施行の状況〇、原子力規制委員会による発電用原子炉の設置の許可等に係る審査の効率化及び審査体制の充実を含めた発電用原子炉に必要な措置を講ずるものとする。

施設(原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。)の安全の確保のための規制の在り方等

4 政府は、この法律の施行後五年を経過した後適当な時期において、新再処理法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新再処理法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国立国会図書館法等の一部改正)

第十九条 次に掲げる法律の規定中

再処理機構	原子力発電における使用済燃料の 十七年法律第四十八号)
再処理等の実施に関する法律(平成 を 使用 炉推	使用済燃料

再処理等の実施に関する法律(平成 を 使用 炉推	使用済燃料
-----------------------------------	-------

燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関
第四十八号)

改める。

- 一 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)別表第一
- 二 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一
- 三 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第二
- 四 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第三第一号の表

(地方税法の一部改正)

第二十号 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改める。

附則第九条第二十一項中「第六十六条第一項」を「第二十七条の二十九の二第一項」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号。次条において「原子炉等規制法一部改正法」という。)の一部を次のように改正する。

第八十条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に一号を加える改正規定及び同条に二号を加える改正規定中「者」とし、「とき」に改める。

第二十二号 第四号施行日が原子炉等規制法一部改正法の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、第二号のうち原子炉等規制法第八十条の改正規定中「第十一号」とあるのは「第十二号」と、同条第十二号とあるのは「同条第十三号から第十五号までの規定」とする。

(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の前の見出しを削り、同条に見出

しとして「(提出金に関する経過措置)」を付し、同条中「この法律による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(二)を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律(平成十七年法律第四十八号)」に、「新法」を「再処理法」に、「第二条第六項」を「第二条第七項」に、「第四条第一項、第七項及び第八項」を「第五条第一項、第八項及び第九項」に改める。

附則第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

附則第五条第一項中「新法第五条第一項」を「再処理法第六条第一項」に、「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「第二項」を「前項」に改め、同項第二号中「新法」を「再処理法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項及び第八項を削る。

附則第六条第一項中「施行日」を「この法律の施行の日(以下「施行日」という。))に、「新法」を「再処理法」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項を削る。

附則第七条第一項中「新法第五条第一項」を「再処理法第六条第一項」に改め、同条第三項中「新法」を「再処理法」に、「第七条第六項」を「第八条第六項」に、「第八条の二」を「第九条の二」に、「第九条」を「第十条」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

附則第八条中「附則第六条第一項前段の規定による同項前段に規定する金銭(当該金銭が同項)」を「附則第六条前段の規定による同条前段に規定する金銭(当該金銭が同条に改める。附則第九条第一項中「新法」を「再処理法」に、

「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項中「前項の二」を「同項の二」に改め、同項ただし書中「附則第六条第一項前段の規定による同項前段」を「附則第六条前段の規定による同条前段」に改め、同条第四項中「新法」を「再処理法」に、「第七条第六項」を「第八条第六項」に、「第八条の二」を「第九条の二」に、「第九条」を「第十条」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

附則第十条、附則第十一条の前の見出し及び同条を次のように改める。

第十条及び第十一条 削除

附則第十二条の前の見出しとして「(機構の設立に伴う経過措置)」を付し、同条中「新法第四十七号」を「再処理法第五十七号」に改める。

附則第十三条中「新法第四十八号」を「再処理法第五十八号」に改める。

附則第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

(民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則百十三条の次に次の一条を加える。

(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正)

百十三条の二 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の三中「第九十九条、第一百一条」を「第一百零一条、第一百零二条、第一百零二条の二」に、「第一百零八条及び第九十九条」を「及び第一百零八条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは「経済産業大臣」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあるのは「経済産業省の職員」と読み替えるものとする。

第五十二条の五中「第百九条」を「第百条第一項」に改める。

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第二十五条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三百三十七条の見出しを「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律の一部改正」に改め、同条中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に、「第二十五条第二号」を「第二十三条第二号」に、「第六十二条」を「第七十四条」に改める。

(政令への委任)

第二十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

日本政府の半導体政策に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年五月十七日

参議院議長 尾辻 秀久殿
神谷 宗幣

令和五年五月三十一日 参議院会議録第二十七号

質問主意書及び答弁書

書 日本政府の半導体政策に関する再質問主意書

四月七日に提出した「日本政府の半導体政策に関する質問主意書」(第二百十一回国会質問第五一五号。以下「質問主意書」という。)に対する四月十八日付けの政府答弁書(以下「答弁書」という。)は、質問に対して必ずしも真摯に回答しておらず、少なからず論理的に矛盾した内容となっている。現下の半導体不足による製造業の甚大な経済損失の重要性に鑑み、特に答弁書において看過できない問題点に焦点を絞って、改めて以下質問する。なお、質問の要点に対して必ずしも明確な回答が行われず、又は回答内容に論理的な矛盾が認められる場合には、国民からの負託に応えるため、再度質問主意書を提出せざるを得ないことに留意されたい。

一 半導体政策の立案・決定プロセスについて
政府が国家的な課題解決に取り組む場合、現状を適切かつ定量的に把握・調査し、その原因を分析し、それに対する複数の解決策から最も効果的かつ適切な方法を検討し、政府の政策として実行していくことが必要である。しかし、日本政府が当然実施しなければならない政策の立案・決定プロセスについて、答弁書「一」についてでは、米国政府や日本の民間シンクタンクが必要な検討を実施しているにもかかわらず、「半導体の供給不足が自動車の生産に及ぼす影響について定量的にお示しすることは困難」と回答するのみで、安易に分析を断念していると考えざるを得ない。

他方で、「国内産業への半導体の安定的な供給に向けては、半導体の国際的な需給の動向等を適切に把握しつつ、国内の製造基盤強化に向けた補助金による支援等の施策を戦略的に講じている」としているが、答弁書「二」の5についてにおいては、現状の半導体の供給過剰の状況について適切な分析を行わず、半導体の国際的な需給の動向等についても適切な把握がなされていないことが明らかになっている。

国内の製造基盤強化に向けた補助金による支援等の施策は、現状の課題を適切かつ定量的に把握・調査するとともに、その解決策としての有効性を厳格に分析し、最適案を選択しなければならぬ。特に補助金による支援先の選定及び補助金の額については、こうした適切かつ厳格な政策立案・決定プロセスを通じて決定されなければならない。また、国民の血税を投じた施策は効果がなく膨大な無駄遣いとなってしまう。

以上のことから、令和三年度から政府が決定した半導体政策のうち、特に特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(以下「5G促進法」という。)に基づく支援策については、政策の立案・決定プロセスが完全に間違っているものと認めざるを得ない。この点について政府の見解を示されたい。

二 5G促進法に基づく半導体政策の妥当性について
1 答弁書「二」の1について、5G促進法第十一條第一項の特定半導体生産施設整備等計画の認定に係る形式的な手続については例示しているが、同条第三項第一号に規定する「計画の内容が指針に照らし適切なものであること」については言及されていない。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針第三の二の規定によると「特定半導体生産施設整備等は、国際的に特定半導体の生産能力が限られている状況においてその需給の変動に対応できるように我が国の技術の向上により特定半導体の国内における安定的な生産を確保すること、及び我が国における特定半導体の生産に関係する

産業の発展に資すること」とされており、特定半導体の国内における安定的な生産を確保するための「我が国の技術の向上」の担い手は、明らかに外資系企業ではなく我が国に帰属する国内企業でなければならないとしている。このことは、5G促進法第一条に明記されている法律の目的を達成するためには、国内に工場があるだけでなく生産技術が我が国の国内企業で保持されることが必要であることを裏付けている。特定半導体生産施設整備等計画の認定の申請があつた場合に、5G促進法第十一條第三項に適合すれば、いずれの国の事業者でも認定するとの政府の見解に従えば、国内に工場を持つならば外国企業又は外資系企業の技術も「我が国の技術」と定義されているかのようにみられるが、この点について政府の見解を示されたい。

2 答弁書「二」の2について、認定を受けた事業者に対して国内向けに優先的に出荷する義務を課していない理由として、マラケシ協定附属書Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第十一條の規定を根拠としている。しかし、特定半導体が逼迫により国内の半導体購入企業に優先的に供給することが求められる事態とは、半導体の供給逼迫により日本国内の製造業が危機的な状況に追い込まれている事態にはかならず、まさに同協定第十一條第二項(エ)に規定する「食糧その他輸出締約国にとって不可欠の產品の危機的な不足を防止し、又は緩和するために一時的に課する」必要がある状況である。したがって、認定を受けた事業者に対して国内向けに優先的に出荷する義務を課することができない理由には当たらないと考えられるが、政府の見解を示されたい。

また、特定半導体生産施設整備等計画は、

特定半導体等の需給が逼迫した場合における増産、特定半導体等の生産能力を強化するための投資及び研究開発その他特定半導体の国内における安定的な生産に資する取組が行われると見込まれる等を認定の要件としているが、当該事業者が、特定半導体等の需給が逼迫した場合に日本企業への優先的な供給を行わず、国際的な半導体市場に高値で販売するという利益優先の企業行動を行った場合は、日本の国内産業を救済し、経済安全保障に寄与することにはならない。特に、答弁書で回答されているように、政府がマラケシュ協定により国内向けに優先的に出荷する義務を課すことができないとしている以上、仮に政府からの要請を受け、日本の顧客向けの供給拡大について誠実に協議に応じたとしても、一般的に株主利益を優先する傾向が強い外資系企業である当該事業者が、利益確保よりも国内向けに優先的に出荷することを選択する可能性は低いと考えられるが、政府の見解を示されたい。

あるのか、政府の見解を示されたい。
4 以下の四点について、政府の見解を示されたい。
(一) 質問主意書でも言及しているように、二〇二〇年一月から二〇二三年二月までの用途別及び種類別の日本国内と世界の半導体の需給バランスのデータに係る我が党から経済産業省への問合せに対して、「お示しできる用途別、種類別の日本国内および世界の需給バランスに関するデータを保有していない」と回答したことを踏まえれば、政府はTSMC等が国内工場で生産予定の特定半導体について需給状況の推移を把握していないと考えざるを得ない。他方で、答弁書「一」についてにおいては、政府は「半導体の国際的な需給の動向等を適切に把握する」としており、これら答弁書の回答は、論理的に矛盾している。

3 答弁書「二」の3についてにおいて回答されているように、TSMC等に係る計画の認定により、我が国における半導体企業の関連産業の集積や人材の育成等に資する効果については、一定程度の効果は見込まれるが、これらの外資系企業への支援は、競合する国内の半導体企業の競争力を阻害することになるのではない。外資系企業への支援が国内産業の国際競争力の強化と特定半導体生産に係る産業の発展に資するとの基本理念と矛盾しているのではない。その点について政府は何ら言及していない。前者の効果が日本の半導体企業の競争力を阻害するという負の影響を上回るような支援策、または負の影響を補完し軽減するような政策が採られる予定が

(二) 答弁書「二」の5についてにおいて、「供給過剰」の意味することが必ずしも明らかでないとしているが、二〇二三年一月四日付日経新聞電子版は「半導体の供給過剰、解消は二十三年秋以降、車向けは逼迫続く」と報じている。また、二〇二三年一月二十四日付JETROの地域・分析レポートによると、二〇二三年の集積回路(IC)の製品別市場予測では、「メモリーICが前年比十七・〇％減と大きく落ち込む一方、ロジックICは同一・二・二％減、マイクローICは同四・五％減」となっており、「メモリーIC大手の米国マイクロンテクノロジや、日本のキオクシアも、市況の悪化を受けた生産調整や投資の抑制に動いている」としている。さらに、二〇二三年一月十二

日付ロイター電子版によると、TSMCも二十三年の設備投資計画を前年比で減額としている。これらの報道を踏まえれば、5G促進法に基づいて支援が行われるTSMC等三社で生産される予定の特定半導体は現時点で明らかに供給過剰になっているとみられ、現下で不足しているのは、TSMC等三社では生産される予定のない車載半導体等のレガシー半導体であることは明らかである。

半導体政策については、萩生田経済産業大臣も認めているように、日本政府は過去において数々の失策を重ねてきた。今回の5G促進法に基づく半導体政策が、過去の轍を踏んで、国内の半導体企業の競争力を阻害することで更に弱体化させつつ、税金を使って外資系企業を支援して余剰な半導体を製造させることにならないか懸念される。

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄
参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員神谷宗幣君提出日本政府の半導体政策に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出日本政府の半導体政策に関する再質問に対する答弁書
一並びに二の1、3並びに4の(一)、(二)及び(四)について
御指摘の「政策の立案・決定プロセス」の意味するところが必ずしも明らかではないが、経済産業省においては、半導体に係る政策の検討に際し、半導体の国際的な需給の動向等について、各種の統計等の公表資料の他、公表しないことを前提として行う事業者や外国の政府機関等との情報交換等を通じて、適切に把握しているところである。また、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号。以下「法」という。)第十一条第一項の認定(以下「認定」という。)に際しては、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針(令和二年総務省・財務省・経済産業省告示第一号)

日付ロイター電子版によると、TSMCも二十三年の設備投資計画を前年比で減額としている。これらの報道を踏まえれば、5G促進法に基づいて支援が行われるTSMC等三社で生産される予定の特定半導体は現時点で明らかに供給過剰になっているとみられ、現下で不足しているのは、TSMC等三社では生産される予定のない車載半導体等のレガシー半導体であることは明らかである。

(三) 答弁書「二」の5についてでは、特定半導体について、事業者が需給の動向を適切に踏まえつつ生産を行い、国内で安定的に供給されることが重要だとする一方で、答弁書「二」の2について「法は、認定を受けた事業者に対して国内向けに優先的に出荷する義務を課してはいない」と回答するなど、供給過剰への対応についての当事者任せの姿勢は、国民の目線から見れば、政府は政策決定者としての責任の自覚に欠けていると感じざるを得ない。

(四) 二〇二二年四月二十六日の参議院内閣委員会経済産業委員会連合審査会において、萩生田経済産業大臣(当時)は、我が国の半導体産業凋落について「原因の一つは当時の政府が世界の半導体産業の潮流を見極めることができず、適切かつ十分な施策を、政策を講じてこなかったこと」であると反省の答弁を行っている。東芝が半導体部門を売却し、キオクシアが外資系企業とならざるを得なかったのは、東芝による米国ウェスチングハウスの買収の失敗が遠因となっており、その買収には経済産業省が深く関与していたともメディアで報道されている。

参議院議員神谷宗幣君提出日本政府の半導体政策に関する再質問に対する答弁書
一並びに二の1、3並びに4の(一)、(二)及び(四)について
御指摘の「政策の立案・決定プロセス」の意味するところが必ずしも明らかではないが、経済産業省においては、半導体に係る政策の検討に際し、半導体の国際的な需給の動向等について、各種の統計等の公表資料の他、公表しないことを前提として行う事業者や外国の政府機関等との情報交換等を通じて、適切に把握しているところである。また、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号。以下「法」という。)第十一条第一項の認定(以下「認定」という。)に際しては、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針(令和二年総務省・財務省・経済産業省告示第一号)

に基づき、「特定半導体が国内外の需給状況に照らして過剰生産とならないよう配慮」することとしており、当該認定の申請に係る特定半導体(法第二条第四項に規定する特定半導体)をいう。以下同じ。)の中長期的な需給について勘案している。

また、先の答弁書(令和五年四月十八日内閣参質二一第一五一号)の3について述べたとおり、法は、認定を受ける事業者がいずれの国の事業者であるかを問うものではないところ、御指摘の「外資系企業」であっても、我が国において特定半導体の生産施設等を整備し、生産を行うことは、半導体製造装置や半導体材料等の関連産業の集積、人材育成等を通じて我が国における半導体関連技術の向上や半導体関連産業の発展に資するものであり、法第三条第二項の考え方に沿ったものであると考えている。

加えて、これまでに認定をした特定半導体生産施設整備等計画(法第十一条第一項に規定する特定半導体生産施設整備等計画をいう。)については、我が国では他の企業が有していない生産技術に係るものと認識しており、「競合する国内の半導体企業の競争力を阻害する」、「国内産業の国際競争力の強化と特定半導体生産に係る産業の発展に資する」との基本理念と矛盾している」及び「税金を使って外資系企業を支援して余剰な半導体を製造させる」との御指摘は当たらないものと考えている。

二の2及び4の(三)について

御指摘の「特定半導体が逼迫し国内の半導体購入企業に優先的に供給することが求められる事態が、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定平成六年条約第十五号(附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第十一條の例外的な場合に該当するかどうかについては、個別の事案における具体的な事情を踏まえて判断されるべきものであり、一概にお答

えすることは困難であるが、法第十二条第二項に基づき、認定を受けた者が認定に係る計画に従って特定半導体生産施設整備等(法第二条第五項に規定する特定半導体生産施設整備等をいう。)を実施していないと認められるときは、当該認定を取り消すことができることとされている。このため、御指摘のように「利益確保よりも国内向けに優先的に出荷することを選択する可能性は低い」とは考えていないが、政府としては、国内において特定半導体の安定的な供給が実現されるよう適切に対応してまいりたい。

性同一性に対する政府の認識に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年五月十七日

辻元 清美

参議院議長 尾辻 秀久殿

性同一性に対する政府の認識に関する質問主意書

性自認という用語については、自治体の条例、行政の各種計画、判決等で既に広く使われている。岸田総理も、令和五年三月二十八日の参議院予算委員会において、私の質問に対し「政府としては、性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見、これはあつてはならないと考えており、多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる社会を実現していく、こうした方向で取組を進めていく所存です。その大きな方向性も今申し上げたとおりであります。その中で、今現実の課題について一つ一つ丁寧に取り組んでいきたいと考えています。」と答弁している。

令和五年五月三十一日 参議院会議録第二十七号

質問主意書及び答弁書

一方、性同一性という用語については、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律において、障害の位置付けとして使用されてきた用語の「障害」部分を削った用語であり、当該用語自体が差別的な文脈を有しているとの指摘もある。そのため、法的効果が変わりうるとともに、明確な法的効果に至らずとも、その運用は文脈を踏まえたものにならざるを得ないと懸念される。現に、自治体における条例等の立法経緯・立法経過としては、「性同一性障害から性自認へ」と変わってきた歴史があると指摘する専門家もいる。

以下質問する。

一 「性同一性」という単語が単独で、法令に使われた事例はあるか。

二 「性同一性」という単語が単独で、法令に使われてこなかった背景には、今まで性同一性障害の文脈で使用されてきた歴史的経緯からして、当該単語自体が差別的な文脈を有しているからであると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

三 差別的な文脈を有する単語を法令用語として使う場合には、差別性を払拭し、相当程度の慣用的使用を積み重ねるために相当数の時間が必要であり、「性同一性」という単語はそうした時間と理解があった後に使われるのが好ましい用語であると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

右質問する。

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員辻元清美君提出性同一性に対する政府の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻元清美君提出性同一性に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書一について

お尋ねの「法令に使われた」との意味するところが必ずしも明らかではないが、現行の法律、法令及び府省令において、「性同一性」という文言は、「性同一性障害者」という用語の一部として使用されている場合を除き、使用されていないと承知している。

二及び三について

お尋ねの「今まで性同一性障害の文脈で使用されてきた歴史的経緯からして、当該単語自体が差別的な文脈を有している」及び「差別的な文脈を有する単語を法令用語として使う場合には、差別性を払拭し、相当程度の慣用的使用を積み重ねるために相当数の時間が必要」との意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

憲法第十四条とLGBT差別に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年五月十八日

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員 浜田 聡

憲法第十四条とLGBT差別に関する質問主意書

我が国の日本国憲法第十四条には、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定められており、日本国において法の下に平等が規定されている。この憲法第十四条について質問す

る。なお、本質問における用語の定義については、与党が提出した「性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」(第二十回国会衆第一三三三)の「性的指向」とは「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」を、「性同一性」とは「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」を指すこととする。

憲法第十四条が禁じる性別による差別の中には、「性的指向」及び「性同一性」に基づく差別(いわゆる「LGBT」に対する差別)は含まれるか、政府見解如何。

右質問する。

令和五年五月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員浜田聡君提出憲法第十四条とLGBT差別に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出憲法第十四条とLGBT差別に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「性的指向」及び「性同一性」について、当該用語及びその定義を規定する御指摘の法律案が議員立法として提案され、現在国会において審議中であると承知しており、お尋ねについては、政府としてお答えすることは差し控えたい。

公的機関の職員の国籍に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
令和五年五月十八日

参議院議長 尾辻 秀久殿

神谷 宗幣

公的機関の職員の国籍に関する質問主意書
国家の安全保障の根幹は、国土及び国民を守るとともに、統治機構が真に主権者たる国民の利益を第一に運営されるにある。そのため、主権者である日本国民が国の統治機構の構成員に選ばれることが基本的な在り方である。ゆえに、日本国の統治、すなわち国家の運営を他国に委ねることは、国の主権と独立を侵害するものである。

このため、我が国の国家公務員となるには、日本国籍を保有することが要件とされるのは当然である。国を運営する職務を外国籍職員に委ねることとは、主権の維持、安全保障などの観点から深刻な問題が生じる。一例ではあるが、仮に中国籍の職員が公的職務に就いた場合、中国の国防動員法により、当該中国籍職員は中国政府の命令に服することとなりうるため、我が国の運営に重大な問題と懸念が生じる。国の運営を担う組織には、中央省庁のほかにも、独立行政法人が存在する。独立行政法人制度とは、「各府省の行政活動から政策の実施部門のうち一定の事務・事業を分離し、これを担当する機関に独立の法人格を与えて、業務の質の向上や活性化、効率性の向上、自律的な運営、透明性の向上を図ることを目的とする制度」とされている。独立行政法人は、政府の政策の実施を担う機関であり、独立の法人格とはいえ、職員採用に当たっては国家公務員と同様に国籍について厳重かつ慎重な対応が必要と考える。数多くの独立行政法人が日本の科学技術に関わる事務・事業に携わっており、経済安全保障の観点から、我が国から高度技術が流出することを防ぐなど特段の注意が必要である。以上を踏まえ、以下質問する。

一 独立行政法人の職員採用において、国籍に関してはいかなる方針をとっているか。日本国籍を保有していること、外国籍を保有していない

ことを職員の条件として含めて明らかにされたい。

二 現在、独立行政法人では、外国籍の職員が採用され在籍しているか。外国籍の職員が採用され在籍している場合は、以下の内容を明らかにされたい。

- 1 外国籍職員を採用している独立行政法人(以下「当該独立行政法人」という。)の名称
- 2 当該独立行政法人ごとに、採用され在籍している外国籍職員の国籍と国籍別の人数
- 3 採用され在籍している各外国籍職員について、国籍を明示した上で、当該独立行政法人における組織内の所属と役職名
- 4 その職について、外国籍職員を採用しなくてはならないやむを得ない事情を具体的に職種ごとに示し、また当該外国籍職員が「日本国民全体に対する奉仕者」として職務に従事する上での担保(宣誓や職制をどのように実施しているのか)を示されたい。

右質問する。

令和五年五月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員神谷宗幣君提出公的機関の職員の国籍に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出公的機関の職員の国籍に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「いかなる方針をとっているか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、独立行政法人の職員の採用については、独立行政

法人通則法(平成十一年法律第百三三)においては、国籍の要件は規定されておらず、また、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)において、同法第二条第九項に規定する研究開発法人にあつては、同法第十二条第二項の規定により、外国人を含む研究者等の能力の活用を図るよう努めるものとされ、あわせて、同法第四十一条第二項の規定により、研究開発の成果について、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる国外流出の防止に努めるものとされており、各独立行政法人においてその業務の遂行に必要な人材を適切に確保していると承知している。

二について

お尋ねについては、調査に膨大な時間を要すること等から、お答えすることは困難であるが、現時点で確認できる範囲では、令和五年四月一日時点で外国籍職員(同日時点で各独立行政法人に在籍する常勤職員であつて、採用時に日本国籍を有していなかったものをいう。以下同じ。)の在籍する独立行政法人は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、国立研究開発法人海洋

研究開発機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人経済産業研究所、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人住宅金融支援機構及び国立研究開発法人国立環境研究所であり、その余のお尋ねについては、外国籍職員の国籍及び国籍別の人数並びに所属及び役職を明らかにすることにより、個人が特定されるおそれがあり、プライバシー保護の観点から、答弁を差し控えたい。

令和五年五月三十一日 参議院会議録第二十七号

質問主意書及び答弁書

在日米軍人・軍属等による事件、事故に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
令和五年五月十九日

参議院議長 尾辻 秀久殿
高良 鉄美

在日米軍人・軍属等による事件、事故に関する質問主意書

在日米軍人・軍属やその家族(以下「米軍関係者」という。)による犯罪事件、事故が多発している。沖縄県中頭郡北谷町で本年三月に米海軍兵による住居侵入事件が発生した。同町では一月にも米空軍兵による窃盗及び建造物侵入事件、二月には器物損壊事件が同様に発生しており、町議会において抗議決議が全会一致で可決された。また、うるま市でも本年一月、米軍水兵が酒気を帯びた状態で車を運転して道路を逆走して事故を起こし、沖縄市では四月初めに米軍関係者同士の乱闘事件が起きた。これらの事件、事故は全て飲酒絡みである。これについて以下質問する。

一 米軍関係者が直近一年間に起こした事件や事故の検挙数を、それらが発生した都道府県別に明らかにされたい。また、これらのうち、飲酒絡みの事件は何件あるかも併せて明らかにされたい。

二 在沖米軍のリバティー制度が二〇二二年十二月に緩和されたことを受け、右に挙げたような事件や事故が増加しているとの意見がある。これまでも犯罪事件、事故の再発防止を求めているが、現状では実効性のある対策は講じられていない。これ以上の事件、事故の発生を防ぐため、政府としてどのような策を講じるか。また、米軍に対し、リバティー制度の規制強化を求めているかを示されたい。

三 事件、事故の多発を受けて「米軍人、軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム(以下「CWT」という。)の開催が求められている。CWTの開催について過去の政府の答弁書(内閣衆質一八〇第九六号)においては「構成員の要請に基づき、外務省沖縄事務所において日程調整を行った上で、開催」とされている。これまで沖縄県を始め沖縄県議会、北谷町議会等がCWTの開催を要請していると承知している。二〇二二年三月三日の衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において林芳正外相は「公務外の事件、事故の防止という目的に鑑み、その在り方も含めて、在沖米軍や沖縄県などの関係者と調整をしているところ」と述べているが、政府としてCWTの開催を要請しているか。要請しているのであれば、要請した日を明らかにした上で、開催に向けたこれまでの政府の取組を明らかにされたい。

四 S A C O見舞金とは、「米政府による支払が裁判所の確定判決による額に満たない事例が生じた場合に、日本政府が必要に応じてその差額を埋めるために支給する見舞金」とされている。二〇〇八年に沖縄市で起きた公務外の米軍関係者二人によるタクシー強盗致傷事件で、裁判で加害者に命じられた二千六百四十二万円の損害賠償が十五年を経た現在でも支払われていないと報道された。米政府から提示された金額が裁判で確定した額に満たない場合は日本政府が差額分をS A C O見舞金で埋めるのではないのか。また、事件から十五年もの歳月が経ち、被害者本人は既に他界している。手続の煩雑さ、さらに時間がかかりすぎるなど、被害者救済の観点からすると大きな問題である。米軍関係者の起こした事件、事故の被害者は日本の裁判所で確定した金額を速やかに受け取れるようにすべきではないか。政府の見解を示されたい。

五 二〇一八年六月一日の参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、政府は、米軍関係者の公務外の事故について「当事者間により解決されない場合の補償金額の算定に当たり、国家賠償における算定方法と同様に、事故等と相当因果関係のある範囲で通常生ずべき損害について、まずは防衛省において公正に請求を審査、算定した上で米政府に当該請求を送付する」と回答している。米軍関係者が公務外に起こした事件、事故の損害賠償に「国家賠償における算定方法」を適用するのはなぜか、明らかにされたい。

六 米軍関係者が公務外に起こした事件、事故について、被害者への損害賠償には迅速さ、手続のしやすさが求められる。日本政府は被害者に寄り添って、米政府に対して交渉を行うべきと考え、政府の見解を示されたい。
右質問する。

令和五年五月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄
参議院議長 尾辻 秀久殿
参議院議員高良鉄美君提出在日米軍人・軍属等による事件、事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員高良鉄美君提出在日米軍人・軍属等による事件、事故に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「直近一年間に起こした事件や事故の検挙数」及び「飲酒絡みの事件」の意味とところが必ずしも明らかではないが、令和四年中に警察が検挙したアメリカ合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族(以下「合衆国軍

隊構成員等」という。)による警察の犯罪統計の区分における刑法犯に係る検挙件数について、犯罪が発生した都道府県別にお示しすると、次のとおりである。なお、被疑者が犯行時に飲酒していたかどうかについては把握していない。

青森県 一件

岩手県 一件

埼玉県 一件

東京都 十四件

神奈川県 十七件

広島県 二件

山口県 十三件

福岡県 一件

長崎県 二件

沖縄県 五十四件

また、令和四年中に警察が検挙した合衆国軍隊構成員等による警察の犯罪統計の区分における特別法犯に係る検挙件数については、犯罪が発生した都道府県別の数値は把握していないが、検挙した都道府県警察別にお示しすると、次のとおりである。なお、被疑者が犯行時に飲酒していたかどうかについては把握していない。

警視庁 十三件

神奈川県警察 五件

広島県警察 一件

山口県警察 四件

福岡県警察 一件

長崎県警察 二件

沖縄県警察 十八件

また、令和四年中に警察が検挙した合衆国軍隊構成員等による道路交通法違反事件の検挙件数について、警察庁として把握している限りで、検挙した都道府県警察別にお示しすると、次のとおりである。

青森県警察 四件(うち酒気帯び運転四件)

警視庁 一件(うち酒酔い運転一件)

神奈川県警察 二件(うち酒気帯び運転二件)

静岡県警察 一件

広島県警察 二件(うち酒気帯び運転二件)

山口県警察 六件(うち酒気帯び運転六件)

長崎県警察 四件(うち酒気帯び運転三件)

沖縄県警察 五十三件(うち酒酔い運転三件、酒気帯び運転四十八件)

また、令和四年中における合衆国軍隊構成員等による交通事故(人の死傷を伴うものに限る。)の発生件数について、警察庁として把握している限りで、当該交通事故が発生した都道府県別にお示しすると、次のとおりである。

北海道 一件

東京都 一件

神奈川県 二件

静岡県 一件

京都府 一件

広島県 一件

長崎県 四件(うち酒酔い運転を伴うもの一件、酒気帯び運転を伴うもの二件)

鹿児島県 一件

沖縄県 十件(うち酒酔い運転を伴うもの一件、酒気帯び運転を伴うもの二件)

二について

御指摘の「リバティー制度」に係る米側とのやり取りの詳細については、米側との関係もあり、答弁を差し控えたいが、合衆国軍隊構成員等による事件・事故は本来起きてはならないものであり、政府としては、米側に対して、網紀肅正等を随時働きかけており、その防止に向けて、引き続き、米側とともに取り組んでまいりたい。

三について

御指摘の「CWTの開催」に係る米側とのやり

取りの詳細については、米側との関係もあり、答弁を差し控えたいが、「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」については、在沖縄米軍や沖縄県等の関係者と様々な調整を行っているところである。

四及び六について

御指摘の事件に係るお尋ねについては、現在、裁判所に係属中の事件に関わる事柄であり、答弁を差し控えたいが、日本政府としては、日本国内における不法の作為又は不作为で公務執行中に行われたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者(日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。以下同じ。)に対する請求権については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)第十八条6の規定に基づき、被害者から補償金の請求を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、早期にその報告書を米国政府に送付するなどして、被害者に対して速やかな補償がなされるよう努めていると考えている。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の答弁は、合衆国軍隊の構成員又は被用者の公務外の事件・事故について、当事者間において解決されない場合の補償金額の算定に当たっては、防衛省が損害と事件・事故との相当因果関係の有無等について考慮することとなるが、これは、国家賠償における場合と同様である旨を述べたものである。

我が国における外国人による土地取得に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和五年五月十九日

神谷 宗幣

参議院議長 尾辻 秀久殿

我が国における外国人による土地取得に関する再質問主意書

我が国における外国人による土地取得に関する質問主意書(令和五年三月二十三日提出、質問第四二二号)(以下「本件質問主意書」という。)に対する答弁書(令和五年四月四日付、内閣参質二一第一四二二号)(以下「本件答弁書」という。)では、本件質問主意書で行った十三の質問のうち十一の質問に関して、質問内容が理解できないとの理由により、具体的な答弁が得られなかった。

これまでの国会審議及び質問主意書の中では、質問主意書に対する答弁の在り方が取り上げられ、質問主意書に対して「お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではない」、「意味するところが必ずしも明らかでない」等の言い回しを行った後、答弁を留保する、拒否する、質問の趣旨と離れた一般的な答弁を行うケースが多く見られる等の指摘がなされている(例として、平成二十九年五月十日提出質問第二九四号、令和二年六月十七日質問第一九三三三、令和三年一月十八日質問第三三三三、令和三年三月十七日衆議院法務委員会、平成三十年五月三十一日参議院総務委員会、平成二十七年七月二十九日参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会、平成三十一年三月七日衆議院総務委員会における審議など)。

また、答弁がおざなりで不誠実になっているとの報道が複数の新聞でなされている(例として、「質問主意書の提出最多 野党活用、おざなり答

弁も増朝日新聞平成二十一年七月十八日、「アクセス」逃げの答弁書3割 質問「意味するところ不明」現政権 ゼロ回答・一般論急増 毎日新聞平成二十九年五月九日、「チエック」質問主意書野党の武器 威力低下「ゼロ回答」頻発／提出増加も影響」毎日新聞平成三十一年二月十三日夕刊、「政界Zoom」質問主意書その威力は 7日で政府統一見解」日本経済新聞平成三十一年一月十八日夕刊。

政府は、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の規定に基づき、転送された質問主意書に対して答弁することが求められている。したがって、当方から提出する質問主意書のいずれに対しても、政府は誠実に答弁することが求められていると理解している。 本件質問主意書は、我が国における外国人による土地取得が規制なく行われ、安全保障上重要と考えられる土地が外国人所有となることに懸念があることから、我が国における外国人による土地取得を規制する方策を検討するに当たり、土地取得に関連する国際約束に関して法的な確認を行うことを目的とするものである。

以上を念頭に本件質問主意書の各質問事項について以下のとおり改めて質問する。

一 本件土地取得の規制について

サービスの貿易に関する一般協定(General Agreement on Trade in Services)(以下「GATS」という。)及びその他の関連する多国間協定(地域的な包括的経済連携(RCEP)協定を含む。以下同じ。)を援用すること、GATS及びその他の関連する多国間協定の締約国は、自国における外国人による土地取得(以下本件土地取得という。)を規制することは現状で可能であるか。可又は否のいずれの場合も、その法令上の根拠を説明されたい。また、安全保障上や自国民の諸権利を守るための目的でなされる各国における外国人による土地取得規制の現

状について、政府が知悉している内容を明らかにされたい。

二 国家が条約批准の際に特定の条項を自国には適用しない又は変更を加えて適用するという意思表示をすること(以下「留保」という。)について

1 GATS及びその他の関連する多国間協定の締約国は、条約上の「留保」を行うことにより本件土地取得を規制することを可能とするためには、条約上の手続を含みいかなる法的な手続を行うことが必要であるか説明されたい。この質問は、GATS及びその他の関連する多国間協定が「留保」を付すことを許容しており、かかる「留保」により本件土地取得の規制を行うことができる場合、締約国はいかなる手続によりかかる「留保」を行うことができるかを問う趣旨である。

2 現時点で、我が国はGATS及びその他の関連する多国間協定上の「留保」を援用して本件土地取得に係る規制を行うことが可能であるか。可又は否のいずれの場合も、法令上の根拠を説明されたい。この質問は、日本がGATS及びその他の関連する多国間協定に「留保」を既に付している本件土地取得の規制を現在行うことができる状態にあるかどうかを問う趣旨である。

3 前記二の2について、現状では日本が本件土地取得の規制ができない場合は、今後我が国が本件土地取得の規制を実施するため、GATS及びその他の関連する多国間協定上の「留保」を行うにはいかなる手続が必要かを示されたい。この質問は、もし現在日本がGATS及びその他の関連する多国間協定に「留保」を付しておらず本件土地取得の規制ができない状態にある場合、今後日本がGATS及びその他の関連する多国間協定に新たに

「留保」を付して本件土地取得の規制を行うために必要な手続の内容を問う趣旨である。

4 日本において外国人が何らの規制なく土地を取得することは安全保障の観点から問題ではないかとの懸念があり、GATS及びその他の関連する多国間協定に付した「留保」を援用することにより(もし現在日本がかかる留保を付していないのであれば、今後かかる留保を付すことにより)、我が国における外国人による本件土地取得を規制すべきであるとの考えがある。この考えについて、政府の見解を示されたい。

三 相手国の自国に対する待遇と同様の待遇を相手国に対して付与しようとする考え方(以下「相互主義」という。)について

以下各質問においてA国、B国などの記号を用いて国を例示することとする。例示であつて、特定国を表すものではない。

1 国内における外国人による土地取得を規制している国に關して、本件答弁書によれば、令和二年十一月九日の時点で米国、英国、オーストラリア、韓国及びフランスについては政府として規制内容等を把握していたとのことである。

その一方で、我が国における外国人による土地取得が規制なく行われ、安全保障上重要と考えられる土地が外国人所有となることに懸念が表明されているが、右は特に日本における中国人による土地取得の事例に關して問題視されている。ついては、政府が本件土地取得に関する対応を検討するに当たり、政府は中国において外国人による土地取得がいかなる規制を受けているかを把握しておくべきではないか。

現時点で政府が把握している中国における外国人による土地取得に対する規制内容を示

されたい。把握していなければ、中国における外国人による土地取得に対する規制内容を調査する意思と予定があるかを示されたい。

2 A国内で外国人(B国人を含む)による土地取得の規制を行っている場合、B国内で外国人(A国人を含む)による土地取得を行うことを規制する際、B国はGATS及びその他の関連する多国間協定上「相互主義」をA国に対して主張することで土地取得の規制をA国人に対して行うことが可能かを示されたい。この質問は、GATS及びその他の関連する多国間協定に關して、「相互主義」を主張することで本件土地取得の扱いを自国と相手国で均衡がとれた状態にすること(相手国で本件土地取得が規制されている場合は、自国においても本件土地取得を相手国人に対して規制すること)が可能か否かを問う趣旨である。

3 現状で、我が国はGATS及びその他の関連する多国間協定の適用に關して「相互主義」を主張することにより本件土地取得に係る規制を行うことは可能か。可又は否のいずれの場合も、その法令上の根拠を説明されたい。この質問は、C国内で日本人を含む外国人による土地取得を規制している場合、日本がGATS及びその他の関連する多国間協定の適用に關して「相互主義」を根拠として日本国内におけるC国人による本件土地取得を規制することができている状態に現在あるか否かを問う趣旨である。

四 現状で、我が国はGATS及びその他の関連する多国間協定上の「相互主義」に基づいて本件土地取得に係る規制ができる状態にないとした場合は、自国で本件土地取得に係る規制を行っている国との関係では不均衡かつ不公平であり、好ましからぬ状態である。すなわち、D国民は日本で本件土地取得を規制なく行えるが、

日本国民はD国で本件土地取得を規制され、扱いが均衡していない。この関連で、以下につき回答されたい。

1 GATS及びその他の関連する多国間協定上、日本が「相互主義」を援用できないことで本件土地取得の規制が実施できず、日本と相手国で本件土地取得の扱いが異なり不均衡な状態にある国はあるか。その国名を示されたい。ここでいう「不均衡な状態」とは、E国は自国内で本件土地取得を制限し、日本国民もE国では本件土地取得を制限されているが、日本はE国国民が本件土地取得を行うことを規制していないような、日本とE国の両国で扱いが異なっている状態をいう。

2 我が国で本件土地取得に係る規制を実施する場合、GATS及びその他の関連する多国間協定上での相互主義を主張することにかかる規制を実施するためには、我が国は新たにいかなる手続を行う必要があるか示されたい。この質問は、今は日本が相互主義を主張して本件土地取得を規制することができないとされた場合でも、今後日本が「相互主義」を主張することで、F国は自国内で日本国民による本件土地取得を制限しているが、日本はF国国民が日本において本件土地取得を行うことを規制していないといった扱いが異なる状態を、日本とF国の両国ともに相手国民による本件土地取得を制限する状態（双方の本件土地取得に係る扱いが同じになる状態）にするために必要な手続を問う趣旨である。

3 前記四の2の不公平な状態（G国は自国内で日本国民による本件土地取得を制限しているが、日本はG国国民が日本において本件土地取得を行うことを規制しておらず、扱いが異なっており不公平である状態）にある相手国との間で、我が国はGATS及びその他の関連する多国間協定に関わる「相互主義」を主張して

本件土地取得の規制を行い、本件土地取得の扱いに関して公平を図る（日本とG国の両国が、相手国民による本件土地取得を制限している状態、すなわち、双方の本件土地取得に係る扱いが同じで公平と考えられる状態にする）ことが考えられるが、右考えについて政府の見解を示されたい。

五 二国間協定について

我が国が本件土地取得に関してGATS上の「相互主義」を援用できない不均衡な状態（H国は自国内で日本国民による本件土地取得を規制しているが、日本はH国国民が日本において本件土地取得を行うことを規制しておらず、扱いが異なっており不均衡である状態）にあるH国に関して、H国と新たに二国間の協定を締結する、あるいは、既に二国間協定を締結している場合は同二国間協定を改正する等の措置によつて、不均衡の是正を図る（日本とH国ともに相手国民による本件土地取得を規制する状態、すなわち、日本とH国双方の本件土地取得に関する扱いが同じになる状態とする）べきであるとの考えにつき、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和五年五月三十日 内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員神谷宗幣君提出我が国における外国人による土地取得に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出我が国における外国人による土地取得に関する再質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「サービスの貿易に関する一般協定

(General Agreement on Trade in Services) (以下「GATS」という。)及びその他の関連する多国間協定(地域的な包括的経済連携(RCEP)協定を含む。以下同じ。)を援用することで、GATS及びその他の関連する多国間協定の締約国は、自国における外国人による土地取得(以下「本件土地取得」という。)を規制することは現状で可能である」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。その上で申し上げれば、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成六年条約第十五号)附属書一Bのサービスの貿易に関する一般協定その他の多数国間条約の締約国が自国における外国人による土地取得を規制することがこれらの条約に整合的であるか否かについては、当該締約国が負っている当該条約上の義務や具体的な規制の内容によることから、一概にお答えすることは困難である。

また、お尋ねの「各国における外国人による土地取得規制の現状については、他国の制度に関するものであり、その詳細を承知していない。なお、米国、英国、オーストラリア、韓国及びフランスについては、先の答弁書令和五年四月四日内閣参質二一第四二二(三)の1について述べたとおりである。

二の1について

お尋ねの「GATS及びその他の関連する多国間協定の締約国は、条約上の「留保」を行うことにより本件土地取得を規制することを可能とする」及び御指摘の「GATS及びその他の関連する多国間協定が「留保」を付すことを許容しており、かかる「留保」により本件土地取得の規制を行う」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。その上で、一般論として申し上げます、国際約束の内容を変更するためには、当該国際約束が定める改正等の

手続をとる必要がある。

二の2について

お尋ねの「現時点で、我が国はGATS及びその他の関連する多国間協定上の「留保」を援用して本件土地取得に係る規制を行うことが可能である」及び御指摘の「日本がGATS及びその他の関連する多国間協定に「留保」を既に付している本件土地取得の規制を現在行うことができる状態」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。その上で申し上げます、GATS及びその他の関連する多国間協定上の「留保」を行う」並びに御指摘の「日本がGATS及びその他の関連する多国間協定に「留保」を付しておらず本件土地取得の規制ができない状態」及び「日本がGATS及びその他の関連する多国間協定に新たに「留保」を付して本件土地取得の規制を行う」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。その上で、一般論として申し上げます、国際約束の内容を変更するためには、当該国際約束が定める改正等の手続をとる必要がある。

二の3について

お尋ねの「本件土地取得の規制を実施するため、GATS及びその他の関連する多国間協定上の「留保」を行う」並びに御指摘の「日本がGATS及びその他の関連する多国間協定に「留保」を付しておらず本件土地取得の規制ができない状態」及び「日本がGATS及びその他の関連する多国間協定に新たに「留保」を付して本件土地取得の規制を行う」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。その上で、一般論として申し上げます、国際約束の内容を変更するためには、当該国際約束が定める改正等の手続をとる必要がある。

二の4について

御指摘の「GATS及びその他の関連する多国間協定に付した留保」を援用することにより（もし現在日本がかかる留保を付していないのであれば、今後かかる留保を付すことにより）、我が国における外国人による本件土地取得を規制すべき」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

三の1について

国土交通省が令和二年度に我が国の建設業及び不動産業の海外展開を促進する観点から委託

調査した結果、中国における土地の所有については、全ての土地が国家所有又は農民の集団所有に属するとされており、外国人も含むその他の主体が中国の土地の所有権を取得することは想定されていないこと等を把握しており、その内容については、同省のウェブサイトに掲載している。

三の2について

お尋ねの「B国はGATS及びその他の関連する多国間協定上「相互主義」をA国に対して主張することで土地取得の規制をA国人に対して行う」及び御指摘の「GATS及びその他の関連する多国間協定に関して、「相互主義」を主張することによって本件土地取得の扱いを自国と相手国で均衡がとれた状態にする」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

三の3について

お尋ねの「GATS及びその他の関連する多国間協定の適用に関して「相互主義」を主張することにより本件土地取得に係る規制を行う」及び御指摘の「日本がGATS及びその他の関連する多国間協定の適用に関して「相互主義」を根拠として日本国内におけるC国人による本件土地取得を規制する」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

四の1について

お尋ねの「GATS及びその他の関連する多国間協定上、日本が「相互主義」を援用できないことで本件土地取得の規制が実施できず」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

四の2について

お尋ねの「GATS及びその他の関連する多国間協定上での相互主義を主張することがか

る規制を実施する」及び御指摘の「今は日本が相互主義を主張して本件土地取得を規制することができないとされた場合でも、今後日本が「相互主義」を主張することで、F国は自国内で日本国民による本件土地取得を制限しているが、日本はF国民が日本において本件土地取得を行うことを規制していないといった扱いが異なる状態を、日本とF国の両国ともに相手国民による本件土地取得を制限する状態（双方の本件土地取得に係る扱いが同じになる状態）」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

四の3について

お尋ねの「GATS及びその他の関連する多国間協定に関わる「相互主義」を主張して本件土地取得の規制を行い、本件土地取得の扱いに関して公平を図る」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

五について

御指摘の「我が国が本件土地取得に関してGATS上の「相互主義」を援用できない不均衡な状態」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

〔参照〕

五月三十日議長において、左のとおり議席を変更した。

九	金子 道仁君
一四	青島 健太君
一八	中条きよし君
二〇	音喜多 駿君
四六	梅村みずほ君
五〇	松野 明美君
五五	猪瀬 直樹君

明治三十五年三月三十一日
郵便物認可

発行所	
〒一〇五-八四四五	東京港区虎ノ門二丁目
二番五号	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03	(3587) 4294
定 価	
（配本）	本号一部
送	二二〇〇円
料	別